

## 盛岡市・玉山村合併協議会について

平成 17 年 3 月 9 日  
企 画 部

盛岡市・玉山村合併協議会での協議内容を説明するため合併懇談会を開催し、意見を伺ったので、その結果について報告します。また、合併協定項目 60 項目について協議された調整方針を取りまとめたので、説明するとともに、3 月 12 日に開催を予定している第 7 回協議会の協議内容及びその後に予定している合併協定調印式について併せて説明するものです。

## 1 合併懇談会等の開催結果について

市内の 14 地区で合併懇談会を開催し、全世帯に配布した合併協議会報告・概要版をもとに、合併協定項目及び新市建設計画などの協議内容を市民の方々に説明し、意見を伺ったので報告します。

また、各種団体等との合併懇談会を行ったので併せて報告します。

## ○ 14 地区の合併懇談会について

## (1) 開催日程

2 月 25 日から 3 月 5 日までの 9 日間、市内 14 会場で開催

## (2) 懇談会参加者数

市出席者：市長、助役、収入役、企画部長、広域行政推進事務局長等

日 時	会 場	参加者数
2 月 25 日 (金) 18:30	プラザおでって	19
2 月 26 日 (土) 10:00	本宮地区活動センター	34
2 月 26 日 (土) 13:00	太田地区活動センター	52
2 月 26 日 (土) 18:00	乙部農業構造改善センター	11
2 月 27 日 (日) 10:00	中央公民館	10
2 月 27 日 (日) 14:00	都南公民館	29
2 月 27 日 (日) 18:00	中野地区活動センター	31
2 月 28 日 (月) 18:30	青山地区活動センター	37
3 月 1 日 (火) 18:30	西部公民館	13
3 月 2 日 (水) 18:30	飯岡農業構造改善センター	30
3 月 3 日 (木) 18:30	松園地区活動センター	26
3 月 4 日 (金) 18:30	桜城老人福祉センター	19
3 月 5 日 (土) 14:00	上田公民館	23
3 月 5 日 (土) 18:00	仙北地区活動センター	35
	計	369 人

(3) 懇談会で出された主な質問、意見等

(資料1のとおり)

○ 各種団体等との合併懇談会について

- ・ 2月26日 盛岡青年会議所役員との合併懇談会 (ホテル東日本) 16人参加
- ・ 3月1日 各種団体との合併懇談会 (勤労福祉会館) 25団体参加

(懇談会で出された主な質問、意見等は資料1のとおり)

2 合併協定項目に係る調整方針の取りまとめについて

協議会での協議を踏まえて、新市建設計画を含む合併協定項目60項目についての調整方針を取りまとめたので、説明します。

なお、この取りまとめた調整方針は合併協定書の内容となるものです。

(資料2のとおり)

3 第7回協議会について

(1) 開催日時等

- ・ 日時 平成17年3月12日(土)午後2時
- ・ 場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング11階「ギャラクシー」

(2) 協議会の議事等

ア 報告事項

- ・ 新市建設計画に係る県知事との正式協議結果について
- ・ 合併懇談会の開催結果について

イ 協議事項

- ・ 合併協定書について

ウ その他

- ・ 合併協定調印式について  
日時 平成17年3月12日(土)午後2時45分  
場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング3階「星雲」

## 懇談会で出された主な質問、意見等

## ○14地区の合併懇談会

## (本宮地区活動センター)

- ・ 住民投票について市長の見解は。要請が出た場合、どのように対応するのか。
- ・ 合併に関する情報が足りない。合併協議において、反対の声、住民投票の動きはどうか。
- ・ スポーツ振興の指導者の育成は、簡単にできるものではない。国際舞台で活躍できる選手を育てるのは難しい。サッカーの小笠原選手のPR、活用をして欲しい。
- ・ 中核市のメリットがあるのに、他の町村はなぜ不参加になったのか。
- ・ 他町村との生活圏の結びつきは調べたことはあるのか。
- ・ 暮らしの変化で、盛岡市民のメリットの目玉は何か。
- ・ 玉山村の住民投票の動きは。
- ・ 玉山村について無理に編入させられたということにならないようにして欲しい。玉山村にはすばらしい村づくりのビジョンがある。基本的には合併には賛成である。合併によってむらづくりが促進されるという意識をもってもらうことがこれからの合併につながる。合併してよかったと思ってもらえる合併をしてほしい。

## (太田地区活動センター)

- ・ 合併した場合とした場合としない場合の財源の比較を示して欲しい。
- ・ 小中学校の整備は何校を想定しているのか。
- ・ 市民投票の考え方について。

## (都南公民館)

- ・ 中核市の指定はいつか。
- ・ 経常収支比率が80%を下回るのはいつか。
- ・ 除雪の対応はどうなるのか。
- ・ 玉山村総合事務所の機構はどうなるのか。
- ・ 同じ議員で報酬に倍の格差は如何なものか。
- ・ 建設計画は策定されているのか。
- ・ 玉山村の動向は。
- ・ 都南の建設計画の状況は。未着手事業はどうなるのか。

- ・ 自治区の所長、区長の権限は。
- ・ 事務事業の調整について、協議会は存続するのか。
- ・ 行政連絡員についてどのように再編するのか。
- ・ 玉山村の建設計画は計画期間に実施してほしい。
- ・ 都南の積み残しもお願いしたい。
- ・ 負担が高くなる場合は、不安のないように進めて欲しい。
- ・ 市職員の給与、職員数はどうなるのか。

#### (中野地区活動センター)

- ・ 矢巾、滝沢との合意形成に期待していた。経過はどうだったのか。
- ・ 協議会はいつまであるのか。合併後再編としている項目があるので、どのように調整するのか。

#### (青山地区活動センター)

- ・ 玉山村の職員の扱いはどうなるのか。
- ・ 在任特例期間中の議員報酬について、2市村で格差があっていいのか。
- ・ 玉山総合事務所は、現行の市役所の部や課と同じという理解でよいか。
- ・ 行政区と町内会のエリアを一体化してほしい。合併時点で検討してもらいたい。
- ・ 合併特例債について教えてほしい。
- ・ 議員報酬について、報酬審議会を開催する考えはないか。
- ・ 2市村とも財政的に苦しいはずなのに負担もサービスもあまり変わらない。合併によっていい方向に行くように見える。なぜ、他町村は離れたのか。合併によるマイナス要素が見えない。
- ・ 玉山自治区に移譲される行政の権限、サービスにはどんなものがあるか。
- ・ 玉山の住所は盛岡市玉山区と表記しなければならないのか。
- ・ 地域自治区の地域協議会には、町内会連合会のような団体も加盟するのか。
- ・ 合併特例法にあるから地域自治区を設置することにしただけか。
- ・ 地域自治区で特別職の長が選任されれば、総合事務所長との関係はどうなるのか。

#### (西部公民館)

- ・ 玉山の立場で考えると、行政サービスや負担の関係ではメリットがないのではないかと。一方では、合併特例債のメリットによる大変な建設事業があるようだが。

- ・ 玉山も盛岡も財政的には厳しく、バラ色の合併になるか心配であるが、一緒になって新たなまちづくりに向かっていくことが必要である。
- ・ 新市が今の倍の面積になれば、旧盛岡の方にくらしを改善するためのお金がまわってくるかという心配がある。

#### (飯岡農業構造改善センター)

- ・ 合併後、市の職員にお願いしたい。期待と不安でいっぱいの子玉山の住民や職員に柔らかに、優しく接してもらいたい。
- ・ 中核市になった後、人口が30万人を切った場合、どうなるのか。
- ・ 在任特例期間の議員報酬について、玉山の議員は22万4,000円と決めたようだが、盛岡との格差が大きすぎる。行革の観点から議会にも働きかけが必要ではないか。
- ・ 合併に対する玉山村の住民の状況はどうか。
- ・ 人口が平成22年以降、30万人を切る見込みであるが、財政計画上、税等を横ばいで見ているのはなぜか。
- ・ 合併するならもっと明るい見通しを示せないか。
- ・ 財政は、本当に大丈夫か。誰でも同じように負担する等しさがあればいい。経常収支比率を落とすには、固定費を落とせばいい。
- ・ 住民のための合併である。住民同士が話をする場を作ってほしい。
- ・ 市は、行革などに対する意見を聞いてくれるが、なかなか反映されない。
- ・ 議員報酬に関して、報酬審議会を開催してほしい。
- ・ 住民にとっては、PTAなど任意の団体が早く合併することも大事である。ご努力をお願いしたい。

#### (松園地区活動センター)

- ・ 財政計画の合併による主な効果は何年後の数値か。
- ・ 盛岡のすばらしい点は、バス会社と緊密な連携をとって、交通政策を進めているところ。松園のバスターミナルを拠点として玉山との交通ルートの整備を早急に進めれば、より交流が深まるのではないか。
- ・ 盛岡は今、行財政構造改革を進めているが、合併によって財政見通しに支障が出る恐れはないか。
- ・ ものづくり産業推進事業の内容について教えてほしい。
- ・ 桜の里整備事業の場所はどこか。
- ・ 「子どもを育てるなら盛岡だ」といわれるような全国に先駆けた取り組みを中心に据えてもらいたい。

### (桜城老人福祉センター)

- ・ 中核市に対応する職員体制は大丈夫か。
- ・ 中核市になり事務量も増え、交付税も増えてくると考えられるが、年々減少していくのはなぜか。
- ・ 10年後に1回人件費が増えるのはなぜか。
- ・ 平成32年に人口はどうなるのか。財政計画に反映しているか。
- ・ 滝沢村はなぜ合併しないのか。自分たちでやっていける自信があったからか。
- ・ 人口流出を食い止めるためにも、若者の望む雇用の場を広げてほしい。
- ・ 盛岡の観光客の入込状況が伸び悩んでいるがなぜか。また、今後の見通しはどうか。

### (上田公民館)

- ・ 合併特例債を使って事業をやるようだが、借金になるのではないか。
- ・ 税金や手数料など3年や5年後に調整するとあるが、高い方にならされるのではないか。
- ・ なぜ、盛岡が合併し、北東北の拠点を目指さなければならないか。合併だけがまちづくりの選択肢ではない。
- ・ 合併には反対。それぞれのまちを安心して暮らせるまちにすることが大事なことで、それを抜きにして吸収、編入合併はいかがなものか。
- ・ 財政計画で税等が伸びているが、右肩上がりの時代ではないはず。合併にあわせた計画のつくりになっているのではないか。
- ・ 市職員の給与を下げた財政の数字を合わせるやり方はいかなものか。
- ・ 矢巾町が抜けて玉山村と合併するのは安易な進め方ではないか。
- ・ 合併を機に国保の資産割を削ってくれないか。不公平税制だ。
- ・ 合併には反対。市は合併ありきの姿勢で進んでいる。
- ・ 都南の吸収合併のメリット、デメリットを資料に示してほしい。
- ・ むだな公共事業、競馬に5億円の負担、駅西などの借金、盛岡市は反省しているのか。
- ・ 合併で議員、職員を減らすことも必要だが、地方自治の基本は福祉と公平な税制が保障されていることである。合併特例債を使って、借金を増やすことはいかなものか。
- ・ 中学校の給食が未実施であるが、今後の見通しは。玉山ではどうなるか。
- ・ 啄木はあくまで玉山の出身。合併後、盛岡の出身だと言わないでほしい。
- ・ 旧競馬場跡地の事業は、どう進めていくのか。
- ・ 旧競馬場跡地事業で予定されている保健センターと合併の主要事業の保

健所との関わりはどうか。

#### (仙北地区活動センター)

- ・ 納税貯蓄組合への補助について、今後の考え方は。
- ・ 主要事業の火葬場整備について、利用可能日の拡大や駐車場など不便な実態を改善してほしい。
- ・ 中核市になった後、人口が30万人を切った場合はどうなるのか。
- ・ 矢巾町との合併が不成立に終わったのはなぜか。
- ・ 盛岡市民はサービスがあまり変化せず、盛岡市に吸収合併の感がある。この時代に吸収という言葉はふさわしくないと思うが、調整の際に、そのような疑念はなかったのか。
- ・ 合併をぜひ実現させてもらいたい。住民投票の直接請求なども出ているが、今の議会の空気は大丈夫か。

#### ○ 各種団体等との合併懇談会

##### 青年会議所との合併懇談会（ホテル東日本）

- ・ 今後の合併を考えているか。
- ・ 議員の取り扱いで合併が頓挫している例があるが、両市村の場合はどうであったか。
- ・ 中核市になれば、住民にとって何が具体的に良くなるのか説明すべき。

##### 各種団体との合併懇談会（勤労福祉会館）

- ・ 中核市になるのは大いにいいことだが、30万人を切った場合、特例市に落ちるのか。
- ・ 合併特例債がらみのハード事業は目立つが、ソフト事業、特に人づくりにおいてどのようにお金が使われるのか。
- ・ 合併については、矢巾が入ればバランスのいいまちづくりだったと思う。盛岡は消費都市と言われるが、生産都市でいきたい。農業振興にも力を入れ、充実させてもらいたい。
- ・ 主要事業の区域に一方しかない場合、一方しかやらないのか。
- ・ 財政計画上、投資的経費が平成28年度から32年度まで1260億600万円で固定されているのはなぜか。
- ・ 法人市民税など不均一課税の後は、税率の低い方に合わせてほしい。
- ・ 財政計画上、事業所税を見込んでいるか。

- ・ 今回の学習会で合併に係る入口、出口が見えてきた。
- ・ 部長や課長レベルの理解のみならず、不協和音が生じないように、計画を事務レベルで互いによく理解しあうことが大切である。
- ・ 体育協会をはじめ外郭団体の調整について、市は任せきりではなく方向性の示唆や情報提供など調整につとめてほしい。
- ・ 地方分権に進む中で、行政の「古き縛り」を見直してもらいたい。
- ・ 主要事業すべてを10年間で合併特例債を活用して行うのか。一般財源が膨らむ心配はないか。
- ・ 合併を機に交通安全対策協議会をつくって、市長を先頭に交通安全思想の普及に力を入れてほしい。



合併協定項目総括表

No.	協定項目	第1回(11/29)		第2回(12/11)		第3回(12/21)		第4回(1/6)		第5回(1/20)		第6回(2/20)	
		協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認
基本的項目													
1	合併の方式	○	◎										
2	合併の期日	○	◎										
3	新市の名称							○	◎				
4	新市事務所の位置							○	◎				
5	財産及び債務の取扱い			○	◎								
合併特例法に定める項目													
6	議員の定数及び任期の取扱い									○	◎		
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い											○	◎
8	地方税の取扱い					○	◎						
9	一般職の職員身分の取扱い							○	◎				
10	地域自治制度の取扱い									○	◎		
その他の項目													
11	特別職の身分の取扱い											○	◎
12	条例、規則等の取扱い			○	◎								
13	事務組織及び機構の取扱い									○	◎		
14	一部事務組合等の取扱い									○	◎		
15	使用料、手数料等の取扱い									○	◎		
16	公共的団体等の取扱い									○	◎		
17	補助金、交付金等の取扱い									○	◎		
18	町名、字名の取扱い							○	◎			○	◎
19	慣行の取扱い							○	◎				
20	国民健康保険事業の取扱い					○	◎						
21	介護保険事業の取扱い							○	◎				
22	消防団の取扱い									○	◎		
23	行政区の取扱い							○	◎				
24	電算システムの取扱い											○	◎
25	事務事業の取扱い												
1	女性施策推進事業			○	◎								
2	姉妹都市、国際交流事業			○	◎								
3	地域情報化事業			○	◎								
4	広報広聴事業							○	◎				
5	納税関係事業					○	◎						
6	消防防災関係事業							○	◎				
7	交通対策事業					○	◎						
8	窓口業務			○	◎								
9	保健事業							○	◎				
10	衛生事業									○	◎		
11	障害者福祉事業							○	◎				
12	高齢者福祉事業							○	◎				
13	児童福祉事業							○	◎				
14	保育事業							○	◎				
15	生活保護事業			○	◎								
16	その他福祉事業			○	◎								
17	健康づくり事業							○	◎				
18	ごみ・し尿処理事業							○	◎				
19	環境対策事業							○	◎				
20	農業関係事業							○	◎				
21	畜産・林業関係事業							○	◎				
22	商工観光関係事業							○	◎				
23	勤労者、消費者関連事業			○	◎								
24	都市整備事業					○	◎						
25	上下水道事業					○	◎						
26	市村立学校設置・学校給食事業							○	◎				
27	学校教育事業							○	◎				
28	文化・芸術振興事業					○	◎						
29	コミュニティ施策									○	◎		
30	社会教育事業					○	◎						
31	定住化対策事業			○	◎								
32	契約事務			○	◎								
33	指定金融機関の調整等			○	◎								
34	情報公開制度							○	◎				
35	青少年健全育成事業			○	◎								
合併特例法に定める項目													
26	新市建設計画									○		○	◎

## 1 合併の方式

合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。

## 3 新市の名称

合併後の新市の名称は、盛岡市とする。

## 4 新市事務所の位置

- (1) 新市事務所の位置は、現盛岡市役所（盛岡市内丸 12 番 2 号）とする。
- (2) 玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用する。

## 5 財産及び債務の取扱い

- (1) 玉山村の財産及び債務は、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) 盛岡市に置かれている財産区は、現行どおりとする。

## 6 議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 玉山村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、盛岡市の議会の議員の任期である平成 19 年 5 月 1 日までは、引き続き盛岡市の議会の議員として在任する。
- (2) 合併後初めてその期日を告示される一般選挙から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 4 項の規定により盛岡市の議会の議員の定数は、42 人とする。
- (3) 在任特例期間における玉山村の議会の議員であった者の報酬については、月額 224,000 円とする。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 玉山村の農業委員会は、盛岡市の農業委員会に統合する。
- (2) 玉山村の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第 8 条第 1 項第

- 2号の規定を適用し、盛岡市の農業委員会の委員の任期である平成20年7月19日までは、引き続き盛岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議して定める。
  - (4) 在任特例期間における玉山村の農業委員会の委員であった者の報酬については、2市村の長が別に協議して定める。

## 8 地方税の取扱い

地方税については、2市村で取扱いが同じものについては現行どおりとし、差異のあるものは次のとおりとする。

- (1) 市村民税については、法人税割を合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、その後、盛岡市の例により統合する。普通徴収納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (2) 固定資産税の納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (3) 都市計画税は、玉山村については、合併年度及びこれに続く5年度は課税しないものとし、その後、盛岡市の例により再編する。
- (4) 軽自動車税については、納期及び減免規定は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。標識弁償金は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 鉦産税については、合併時に廃止する。
- (6) 入湯税の減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (7) 国民健康保険税については、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、この期間に段階的に税率を調整する。軽減措置については、盛岡市の課税割合の平準化を行い、合併時まで玉山村の適用割合に統一する。減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 玉山村の職員は、すべて盛岡市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、定員適正化計画を策定し、適切な定員管理に努めるものとする。
- (3) 職員の任免、給与その他身分の取扱い等については、公正に取り扱うものとし、その細目は2市村の長が、別に協議して定めるものとする。

## 10 地域自治制度の取扱い

合併特例法第5条の5第1項の規定に基づき、地域自治区を設置する。

また、合併特例法第5条の5及び第5条の6に規定する地域自治区に関し必要な事項は、別紙1「地域自治区の設置等に関する協議書」によるものとする。

## 11 特別職の身分の取扱い

玉山村の特別職の身分の取扱いについては、2市村の長が別に協議して定めるものとする。

## 12 条例、規則等の取扱い

玉山村の条例等は効力を失うため、盛岡市において次のとおり整備する。

- (1) 合併協議会で承認された各種事務事業の調整方針に基づき、条例等の改正又は新設を行うものとする。
- (2) 玉山村の事務事業を引き継ぎ、あるいは廃止するための経過措置を設けるものとする。
- (3) 公の施設について、盛岡市の施設として設置するため、条例等の改正又は新設を行うものとする。

## 13 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新市の組織及び機構については、次の事項に基づき整備する。

- ア 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織及び機構とする。
- イ 住民にわかりやすく、利用しやすい組織及び機構とする。
- ウ 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び機構とする。
- エ 簡素で効率的な組織及び機構とするため、住民生活に直接影響を与えない管理部門及び事務事業の遂行上より効果的に進めることが可能と判断される部門については、合併時に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮の上、段階的に再編及び見直しを図る。

(2) 玉山総合事務所の組織及び機構については、次の事項に基づき整備する。

- ア 住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を推進する組織及び機構とする。
- イ 巻堀出張所、玉山出張所及び藪川出張所は、出張所として存続させる。

(3) 附属機関については、次の事項に基づき整備する。

- ア 2市村に置かれている附属機関は、原則として統合する。なお、独自に置かれている附属機関については、実態を考慮して整備する。
- イ 委員構成については、2市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定め

るものとする。

#### 14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合、岩手県市町村総合事務組合及び岩手県自治会館管理組合については、玉山村は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 盛岡北部行政事務組合については、玉山村は、合併の日の前日をもって脱退し、玉山村に係る介護保険事務については、合併の日から平成18年3月31日までの間は当該組合へ委託し、玉山村に係るし尿処理については、合併の日から盛岡市として加入する。
- (3) 岩手・玉山環境組合については、玉山村は、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日から盛岡市として加入する。
- (4) 盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、矢櫃山造林一部事務組合及び盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合については、現行どおりとする。

#### 15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 税務証明手数料については、納税証明書、課税（所得）証明書、固定資産課税台帳の閲覧手数料、納付証明書及び営業証明書は、合併時に盛岡市の例により統合する。資産証明書は、合併時に証明書1枚ごと300円に再編する。住宅用家屋証明書は、現行どおりとする。
- (2) 戸籍証明手数料については、現行どおりとする。
- (3) 住民票の写し交付手数料、印鑑登録証交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (4) 火葬場使用料、墓地使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料及び公営住宅使用料については、現行どおりとする。
- (5) 飲料水供給施設使用料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に調整を図る。
- (6) 水道使用料及び水道加入金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に盛岡市の例により統合する。
- (7) 下水道使用料については、基本料金、超過従量料金及び上水道以外の認定汚水量は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村の大口需要者（51m<sup>3</sup>/月以上）に対する経過措置を設ける。公衆浴場汚水及び臨時汚水は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (8) 農業集落排水使用料については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (9) 汚水処理施設使用料については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (10) 幼稚園の保育料及び入園料については、合併時は現行どおりとし、平成18年

度から調整を行い、平成 20 年度に盛岡市の制度に統合する。

#### 16 公共的団体等の取扱い

- (1) 厚生社会事業団体の保健推進員協議会及び食生活改善推進員団体連絡協議会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。献血推進協議会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会及び日本赤十字社は、合併時に統合する。老人クラブ連合会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する方向で各老人クラブ連合会と協議する。
- (2) 産業経済団体の農業協同組合、土地改良区、牧野組合、森林組合、工業団地組合及び財団法人については、現行どおりとする。観光協会及び商工会議所（商工会）については、合併後に統合の方向で、2 団体で協議する。
- (3) 文化事業団体の青年団体協議会、女性団体協議会、PTA 連絡協議会及び体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努めるものとする。

#### 17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いは、別紙 2「補助金、交付金等調整一覧表」のとおりとする。

#### 18 町名・字名の取扱い

- (1) 町・字の名称及び区域は、原則現行どおりとする。ただし、玉山村の「大字」の二字を削除して簡素化を図る。
- (2) 地域自治区の設置期間は、玉山村の住所の表示に地域自治区の名称「玉山区」を冠する。

#### 19 慣行の取扱い

- (1) 市村章については、合併時に盛岡市の市章に統一する。
- (2) 花、木、鳥及び市村民歌については、合併時に盛岡市の制度に統一する。ただし、玉山村の花「すずらん」は、合併後においても観光情報の発信などに十分に活用する。
- (3) 市民憲章については、合併後に検討する。
- (4) 非核宣言及び安全宣言については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険証の発行については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に年1回、8月更新に統一する。
- (2) 給付については、出産費は現行どおりとし、葬祭費は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (3) 高額療養費貸付制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (4) 出産費資金貸付制度については、現行どおりとする。
- (5) 人間ドック助成については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険の審査認定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (2) 保険料については、合併時は不均一賦課とし、合併翌年度に再編する。
- (3) 保険料の納期及び減免基準については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (4) 保険料の督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により統合する。
- (5) 介護保険事業計画については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。
- (6) 介護保険運営協議会の委員については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

## 22 消防団の取扱い

- (1) 組織については、定員は、合併時に2市村の定員の総和とする。分団数は、合併時に2市村の分団数の総和を基本としつつ、分団規模を適正化する。団長の任期及び定年制は、合併時に盛岡市の制度に合わせる。
- (2) 報酬等については、合併時に盛岡市の制度に合わせる。ただし、報酬については、合併年度は現行どおりとする。
- (3) 服制については、訓練服は、合併時に新仕様の服制に統一する。半天は、合併時に玉山村の制度に合わせる。
- (4) 分団等に対する補助金については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度に合わせる。
- (5) 行事大会等については、合併時に盛岡市の制度を基本として再編する。
- (6) 婦人防火クラブ及び婦人消防協力隊については、現行どおりとする。

## 23 行政区の取扱い

- (1) 行政区数については、現行どおりとする。
- (2) 行政連絡員の委嘱内容及び報酬については、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。
- (3) 自治会連合会については、当面現行どおりとし、関係団体と一本化に向けて協議を進める。

## 24 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民生活に影響が生じないように、次により統合する。

- (1) 基幹系システムについては、庁内LANは、合併時に統合する。住民記録等システム、住民登録外管理システム及び税システムは、合併時に盛岡市のシステムに統合する。
- (2) 内部情報系システムについては、総合行政ネットワーク（LGWAN）は、合併時に統合する。財務会計、グループウェアシステムなどは、合併時に盛岡市のシステムに統合する。
- (3) 個別の業務システムについては、合併時に盛岡市のシステムに統合することを基本とする。

## 25 事務事業の取扱い

### 25-1 女性施策推進事業

- (1) 女性行動計画は、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。
- (2) 盛岡市の女性センターについては、合併後、全地域を対象とする。

### 25-2 姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市交流及び国際交流協会は、合併時に盛岡市の例により再編する。

### 25-3 地域情報化事業

- (1) テレビ難視聴解消事業は、現行どおりとする。
- (2) IT講習会は、現行どおり継続する。

### 25-4 広報広聴事業

- (1) 広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。

- (2) 「声の広報もりおか」、「点字広報もりおか」及び「もりおか暮らしの便利帳」については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) ホームページについては、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (4) 住民意識調査等については、盛岡市の例により統合、再編する。
- (5) 地区懇談会については、盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村のまちづくり懇談会については、4地区（玉山、藪川、渋民、巻堀）で開催する。
- (6) 「くらしの法律相談」については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (7) 議会広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (8) 「点字議会だより」及び「声の議会だより」については、合併時に盛岡市の例により再編する。

#### 25-5 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合については、補助金は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、納税連絡員は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に制度を廃止する。
- (2) 納税貯蓄組合連合会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合することとし、補助金は、県補助金の額及び連合会の事業内容に応じて交付する。
- (3) 口座振替については、2市村が指定している取扱金融機関すべてで取扱いが可能となるように合併時に指定する。申請方法及び振替期日は、現行どおりとする。
- (4) 督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により統合する。

#### 25-6 消防防災関係事業

- (1) 消防体制及び消防施設については、現行どおりとする。ただし、消防車両の更新基準については、合併時に盛岡市の基準に統一する。
- (2) 災害警戒本部及び災害対策本部については、合併時に盛岡市の制度に統合する。
- (3) 防災無線については、合併時は現行どおりとし、合併後に整理統合する。
- (4) 防災訓練については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 自主防災組織については、当面現行どおりとする。

#### 25-7 交通対策事業

- (1) 総合交通に係る負担金、補助金については、現行どおりとする。
- (2) 審議会等については、合併時に盛岡市の例により統合又は再編する。
- (3) 交通指導員については、合併時に盛岡市の例により統合する。

- (4) 交通安全協会、交通安全母の会など交通安全組織については、現行どおりとする。
- (5) 県民交通災害共済に係る事務については、現行どおりとする。

#### 25-8 窓口業務

- (1) 土曜日及び日曜日の窓口業務については、現行どおりとする。
- (2) 玉山村への自動交付機の設置については、システムの統一後に検討する。
- (3) 窓口の開設時間の延長については、合併時は現行どおりとし、システムの統一後に自動交付機の稼動状況を見て検討する。

#### 25-9 保健事業

- (1) 医療費助成事業の乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人及び母子家庭については、合併時に盛岡市の例により統合し、寡婦、身体障害者及び老人については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (2) 母子保健事業の相談・教室については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。
- (3) 母子保健事業の乳児・幼児の健康診査及び成人健康診査については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (4) 精神保健事業の精神障害者居宅生活支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (5) 在宅難病患者支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (6) 歯科保健事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。成人歯科健康診査は、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (7) 予防接種事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。幼児インフルエンザは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (8) 在宅当番医制は、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。
- (9) 患者輸送業務については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

#### 25-10 衛生事業

- (1) 火葬場・斎場については、現行どおりとする。
- (2) 飲料水供給施設については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に管

理形態について調整を図るものとする。

- (3) 墓地については、現行どおりとする。
- (4) 狂犬病予防については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

#### 25-11 障害者福祉事業

- (1) 短期入所、ホームヘルプ及びデイサービス事業については、同一制度なので現行どおりとする。
- (2) 福祉タクシー助成事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 障害者計画については、合併時は現行どおりとし、平成19年度に再編する。
- (4) 身体障害者生活支援事業、手話通訳者設置事業及びリフト付福祉バス運行事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 障害者住宅整備資金貸付事業及び母子通園事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

#### 25-12 高齢者福祉事業

- (1) 老人クラブ助成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (2) 敬老事業の敬老会及び長寿祝金品については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (3) 生きがい活動支援通所事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度を基本として再編する。
- (4) 家族介護支援事業の在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (5) 在宅介護支援センター事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に基幹型在宅介護支援センターを統合する。
- (6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の高齢者教養講座及び健康生きがい講座については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合し、スポーツ振興事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

#### 25-13 児童福祉事業

児童館及び学童保育事業の運営については、現行どおりとする。保育料については、合併後3年を目途に再編する。

#### 25-14 保育事業

- (1) 保育料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。
- (2) 障害児保育、乳児保育及び子育て支援センター事業については、現行どおりとする。

#### 25-15 生活保護事業

- (1) 県が実施している玉山村の生活保護事業は、盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) 保護基準については、合併時に盛岡市の保護基準に統合する。

#### 25-16 その他福祉事業

シルバー人材センター及び在日外国人福祉給付金支給事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

#### 25-17 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進計画については、玉山村の計画の見直し時期に合わせて、平成19年度に再編する。
- (2) 健康づくり推進協議会活動事業、保健推進員協議会活動事業及び食生活改善推進員養成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

#### 25-18 ごみ・し尿処理事業

- (1) ごみの処理施設、分別及び収集については、現行どおりとする。
- (2) 生ごみ処理機購入補助については、玉山村に係る補助は、実績等を勘案しながら5年を限度に継続する。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設並びにし尿の収集処理体制については、現行どおりとする。

#### 25-19 環境対策事業

- (1) 公害対策の水質汚濁防止、騒音対策、大気汚染、悪臭対策及び土壌汚染については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (2) 不法投棄対策については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (3) 地球環境対策については、環境基本計画は、合併時に盛岡市の計画を適用する。

地球温暖化防止実行計画は、合併時に盛岡市の計画に統一する。グリーン購入調達方針は、合併時に盛岡市の調達方針を適用する。環境マネジメントシステムは、合併後、玉山村の庁舎にも速やかに IES（いわて環境マネジメントシステム・スタンダード）を導入する。新エネルギー導入促進は、合併時に盛岡市のビジョンを適用する。

- (4) 自然環境及び歴史的環境の保全制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

## 25-20 農業関係事業

- (1) 農業振興対策協議会等については、農業振興対策協議会は、合併時に盛岡市の例により統合するものとし、農事連絡員及び産業推進員は、合併翌年度に農政推進員に再編する。
- (2) 中山間地域等直接支払制度については、現行どおりとする。
- (3) 米生産調整については、生産調整方法は現行どおりとし、産地対策交付金は、次期対策期間から制度の統一を図るものとする。
- (4) 農業制度資金利子補給事業については、国及び県の基準により実施しているものは現行どおりとする。
- (5) 農業振興助成制度については、青果物価格安定対策は、現行どおりとする。水田営農特別対策は、合併時は現行どおりとし、平成 19 年度を目途に再編する。農業用廃プラスチック対策は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。りんごわい化栽培促進及び農作物病虫害防除については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (6) 農業振興団体については、農業青年クラブ及び農業改良推進協議会は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 農業経営改善支援センターについては、マネージャーは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編する。
- (8) 土地改良事業負担金については、現行どおりとする。
- (9) 土地改良事業補助金については、土地改良施設維持管理適正化事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (10) 土地改良施設維持管理については、施設管理補助金は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。営農飲雑用水施設及び農業用排水路の維持管理は、現行どおりとする。農道の維持管理は、合併時は現行どおりとし、合併後 5 年を目途に担当部署の見直しを行うものとする。
- (11) 農地等の災害復旧については、国庫補助災害は、合併時に受益者負担条例を玉山村の例により再編するものとする。

## 25-21 畜産・林業関係事業

- (1) 畜産振興助成制度については、家畜導入事業補助、畜産共進会輸送費補助及び短角牛生産対策事業補助は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編し、その他の補助は現行どおりとする。
- (2) 市村営牧野の運営については、村営牧野運営委員会は、合併時に盛岡市の牧野を含めた委員会に再編する。放牧料は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。
- (3) 内水面漁業については、現行どおりとする。
- (4) 林業振興助成制度については、造林事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。作業道開設は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。森林整備交付金は、現行どおりとする。
- (5) 分収林については、現行どおりとする。
- (6) 森林林業振興団体補助は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。
- (7) 市村有林の管理については、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。

## 25-22 商工観光関係事業

- (1) 商工会議所及び商工会への補助金については、盛岡市の例により予算要望の内容を精査し、補助額を決定する。
- (2) TMO（中心市街地の活性化のための推進機関）に対する支援については、現行どおりとする。
- (3) 中小企業振興資金の融資については、資金の種類、限度額及び返済期間は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。保証料補給及び利子補給は、合併年度及びこれに続く5年度は現行どおりとし、その後、盛岡市の例により統合する。
- (4) 企業誘致奨励制度については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 観光イベントについては、現行どおりとする。
- (6) 観光協会及び特産品開発については、合併時に統合する方向で、関係団体と協議する。
- (7) 玉山村の物産展については、「盛岡市の物産と観光展」と「盛岡市産業まつり」に統合する。
- (8) 広域観光団体に対する負担金については、合併時に一本化する。
- (9) 2市村の観光施設については、現行どおりとする。

### 25-23 勤労者、消費者関連事業

- (1) 勤労者融資制度については、生活安定資金は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、教育資金、住宅資金及び育児休業生活資金については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (2) 消費者関連事業（消費生活相談及び消費生活資金貸付）については、合併時に盛岡市の例により統合する。

### 25-24 都市整備事業

- (1) 市村道認定基準については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (2) 除雪については、現状を維持しながら地域事情を考慮し、合併後5年を目途に再編する。小型除雪機械等の貸出は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 放置自転車対策については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (4) 都市計画については、区域区分による制限及び都市施設、市街地開発事業による制限は、同一制度なので現行どおりとする。地域地区等による制限及び宅地造成等工事規制区域は、合併後5年を目途に再編する。駐車場設置に係る制限は、合併時に盛岡市の例により再編する。制限に係る諸証明の手数料は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 開発行為等の許可及び建築確認の事務については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (6) 公営住宅の入居資格及び入居者の選考については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 都市景観の保全については、合併後5年を目途に盛岡市の要綱を基本とし、玉山村の特色も生かした新しい制度等に再編する。
- (8) 住環境の保全については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (9) 区画整理については、公共施行は、同一制度なので現行どおりとする。組合・個人施行の事業認可事務は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、補助制度は、合併後5年を目途に再編する。
- (10) 市街地再開発については、同一制度なので現行どおりとする。
- (11) 公園については、管理体制は、合併後3年を目途に再編する。公園使用料及び公園の位置付けは、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (12) 緑化推進については、合併時に再編する。

### 25-25 上下水道事業

- (1) 上水道事業については、料金の徴収方法等は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、コンビニエンスストアでの使用料の納入は、合併後5年を目途に盛岡市の例により再編する。補助・融資制度は、合併時に盛岡市の例により再編

する。

- (2) 下水道事業については、料金徴収方法は、合併時に盛岡市の例により統合する。負担金・分担金の単価は、合併時は現行どおりとし、新たな認可地域については、合併後に検討する。融資斡旋利子補給は、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。
- (3) 農業集落排水事業については、合併時に盛岡市の例により統合又は再編する。
- (4) 浄化槽の補助については、補助基準は現行どおりとし、補助額は合併時に盛岡市の例により統合する。

#### 25-26 市村立学校設置・学校給食事業

- (1) 村立の幼稚園、小学校及び中学校については、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) スクールバスについては、現行どおりとする。
- (3) 学校給食については、現行どおりとする。ただし、給食センター運営委員会の委員報酬は、合併時に盛岡市の例により統合する。

#### 25-27 学校教育事業

- (1) 障害別特殊学級については、現行どおりとする。
- (2) 国際理解教育事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。
- (3) 就園奨励補助事業及び就学奨励補助事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。
- (4) 私学援助事業については、現行どおりとする。
- (5) 教育相談事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (6) 教育研究所については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (7) 情報教育推進事業（コンピュータ教室及び校内LAN）については、合併後、盛岡市の例により統合する。

#### 25-28 文化・芸術振興事業

- (1) 芸術文化協会については、合併時は現行どおりとし、合併後、統合するよう調整に努める。
- (2) 芸術祭については、地域の創作発表の場を存続しながら、統合した芸術祭を開催する。
- (3) 郷土芸能保存団体については、合併時は現行どおりとし、合併後、再編の調整に努めるものとする。また、補助金は、合併後3年を目途に盛岡市の例により統

合する。

- (4) 指定文化財については、玉山村の指定文化財は、そのまま盛岡市に引き継ぐものとし、合併後の指定は、統一した基準で対応する。また、補助金は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 文化財保護審議委員会については、合併時に盛岡市の制度に統合する。

#### 25-29 コミュニティ施策

- (1) 防犯隊、防犯協会及びコミュニティセンターについては、現行どおりとする。
- (2) 地域活動バスについては、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 防犯（街路）灯については、合併時は現行どおりとし、3年を目途に補助基準を統一する。

#### 25-30 社会教育事業

- (1) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及びスポーツ振興審議会委員については、合併時に盛岡市の制度に統合するものとし、定数等は、合併時まで調整する。また、文化会館運営委員については、現行どおりとする。
- (2) 成人式については、合併時に盛岡市の制度に統合する。
- (3) 公民館講座については、現行どおりとするが、全域を対象とする事業、受講料及び講師謝金は平成19年度を目途に盛岡市の例により統合する。
- (4) 生涯学習推進体制については、合併時に盛岡市の例により統合することとし、推進計画は平成19年度を目途に見直すものとする。
- (5) 社会教育事業については、平成18年度を目途に盛岡市の例により統合する。
- (6) 中央公民館については、盛岡市の中央公民館を中央公民館とし、他の館は名称を変える。使用料は合併時に再編する。
- (7) その他の公民館については、現行どおりとし、使用料は、合併時に再編する。
- (8) 図書館については、現行どおりとする。
- (9) スポーツ振興事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (10) 社会体育施設の管理・運営については、合併時は現行どおりとし、減免基準は、合併後5年を目途に盛岡市の基準に統合する。
- (11) 学校施設開放については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に盛岡市の制度に統合する。
- (12) 体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努める。

### 25-31 定住化対策事業

Uターン希望者等に対する就業情報の提供等については、合併時に盛岡市の例により統合する。

### 25-32 契約事務

- (1) 入札保証金については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (2) 随意契約の限度額については、2市村が同一であり、現行どおりとする。
- (3) 契約保証金については、2市村が同一であり、現行どおりとする。
- (4) 前金払については、合併時に盛岡市の例により統合する。

### 25-33 指定金融機関の調整等

指定金融機関は株式会社岩手銀行とし、玉山村の指定金融機関である新岩手農業協同組合は、合併時に指定代理金融機関とする。

### 25-34 情報公開制度

- (1) 文書管理については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。財務会計システムについては、他の電算システムと合わせて統合の方法、時期等を調整する。
- (2) 情報公開条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。
- (3) 個人情報保護条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

### 25-35 青少年健全育成事業

- (1) 青少年健全育成計画については、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。
- (2) 少年センターについては、合併時に盛岡市の例により再編する。

## 26 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## 地域自治区の設置等に関する協議書

平成18年1月10日から岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6の規定に基づき、地域自治区の設置その他必要な事項を次のとおり定めるものとする。

## 記

## 1 地域自治区の設置

法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治区を設置する。

## 2 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、玉山区とする。

## 3 地域自治区の設置期間

地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

## 4 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
玉山村大字渋民字泉田77番地1	玉山総合事務所	合併前の玉山村の区域

## 5 地域自治区の事務所の長及び区長

(1) 地域自治区の事務所に事務所長を置く。

(2) 地域自治区の設置から10年間は、前号の事務所長に代えて、法第5条の6第1項の規定による特別職の区長を置く。

(3) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 6 区長の権限

区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図り、担任する事務を処理するものとする。

## 7 地域協議会の委員

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の5第2項に規定する地域協議会の構成員(以下「委員」という。)は、地域自治区の区域内に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

ア 公共的団体が推薦する者

イ 知識経験を有する者

ウ その他市長が必要があると認めた者

(2) 委員は、15人以内とする。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、再任を妨げない。

## 8 地域協議会の会長及び副会長

- (1) 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。

## 9 地域協議会の所掌事項

地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。

- ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項

## 10 地域協議会の会議

- (1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

## 11 庶務

地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

## 12 委任

この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 補助金、交付金等調整一覧表

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
企画	生活路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金	現行どおり
	広域生活路線維持費補助金	広域生活路線運行費補助金	
	盛岡交通安全協会補助金	盛岡交通安全協会負担金	
	紫波交通安全協会補助金	玉山村交通安全防犯協会連合会補助金	
		交通安全母の会補助金	
	テレビ難視聴地域解消事業補助金	テレビ難視聴地域解消事業補助金	
財政	納税貯蓄組合補助金	納税貯蓄組合補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会補助金	県補助金の額及び連合会の事業内容に応じて補助
住民生活	盛岡市防犯協会補助金	玉山村交通安全防犯協会連合会補助金	現行どおり
	町内会等公衆街路灯電気料補助金		合併後3年を目途に再編
	街灯設置費補助金	街灯設置費補助金	
	盛岡市町内会連合会事業費補助金	玉山村自治会連絡協議会補助金	
	コミュニティ活動費補助金		
		自治会運営費補助金	合併後可能なものから順次統合
環境衛生	公衆浴場設備改善事業補助金		現行どおり
	資源集団回収事業報奨金	資源集団回収事業報奨金	合併時に盛岡市の制度に統合
	ごみ減量資源再利用促進等事業費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	資源回収活動推進事業費補助金		合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	ごみ集積場所等整備事業費補助金		
	きれいなまち推進協議会運営費補助金		
	ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費補助金		
保健福祉	障害者作業所運営費補助金	障害者作業所運営費補助金	現行どおり
	献血推進協議会運営費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	盛岡市医師会附属看護学院運営費補助金		
	精神障害者福祉作業所運営費補助金		
	精神障害者地域生活援助運営事業費補助金		
	高齢者入浴事業補助金		
	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院運営費負担金	合併翌年度に統合
	盛岡地区二次救急医療対策委員会運営費補助金	盛岡地区二次救急医療対策委員会運営費負担金	

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向	
(保健福祉)	病院群輪番制病院設備整備事業費補助金	病院群輪番制病院設備整備事業費負担金	合併翌年度に盛岡市の制度に統合	
	小児救急輪番制病院運営費補助金	小児救急輪番制病院運営費負担金		
	保健推進員協議会運営費補助金	保健推進員協議会運営費補助金		
	食生活改善推進員連絡協議会補助金	食生活改善普及活動事業補助金		
	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会運営費補助金		
	民生児童委員連絡協議会運営費補助金	民生児童委員連絡協議会運営費補助金		
	障害者住宅改造費補助金	障害者住宅改造費補助金		
	老人クラブ活動費補助金	老人クラブ補助金		
	高齢者等住宅改造費補助金	高齢者等住宅改造費補助金		
	幼児インフルエンザ予防接種補助金			合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	盛岡地区更生保護援護会運営費補助金	玉山村保護司会補助金		
	岩手県更生保護協会運営費補助金	岩手県更生保護協会補助金		合併後2年を目途に再編
	高齢者等住宅改修支援事業費補助金			
	母親クラブ活動育成費補助金	母親クラブ活動育成費補助金		
遺族会補助金	遺族会補助金			
地区福祉推進会運営費補助金		合併後3年を目途に再編		
盛岡市身体障害者協議会運営費補助金	玉山村身体障害者福祉協会補助金	合併後3年を目途に盛岡市の制度に再編		
	玉山村手をつなぐ親の会補助金			
私立児童福祉施設運営費補助金	私立児童福祉施設運営費補助金	合併後5年を目途に再編		
産業振興 (農林)	中山間地域等直接支払制度	中山間地域等直接支払制度	現行どおり	
	農業制度資金利子補給金	農業制度資金利子補給費補助金		
	いわて農業担い手支援総合対策事業費補助金	いわて農業担い手支援総合対策事業費補助金		
		畜産環境保全推進事業補助金		
		村営牧野放牧牛互助会補助金		
	肉用牛改良増殖事業補助金	玉山村畜産振興推進事業補助金		
		黒毛和種地域内保留対策事業補助金		
	種雄牛管理事業費補助金	種雄牛馬管理事業補助金		
		畜産振興総合対策事業補助金		
	中山間地域支援事業費補助金	中山間地域支援事業費補助金		
	基幹水利施設管理事業費補助金	基幹水利施設管理事業「岩洞地区」補助金		
	飯岡第一地区ほ場整備事業補助金			
	太田西部地区土地改良総合整備事業補助金			
	団体営土地改良総合整備事業償還補助金			

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
(産業振興) (農林)	国営かんがい排水事業盛岡南部地区補助金		
	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	
	農業改良推進協議会補助金	農業振興協議会補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	農作物有害鳥獣対策事業費補助金	有害鳥獣駆除補助金	合併翌年度に再編
	農業用廃プラスチック対策事業費補助金	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金	合併翌年度に盛岡市の制度に統合
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	
	森林適正管理事業費補助金	森林環境保全整備事業補助金	
	りんごわい化栽培促進事業費補助金		合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	農業用排水路等整備事業補助金		
	間伐等作業道開設等促進事業費補助金		
		農産物生産振興対策事業費補助金	合併翌年度に玉山村の制度に再編
	農業青年クラブ補助金	農業青年クラブ補助金	
		家畜導入事業補助金	
	畜産共進会輸送費補助金		
	短角牛生産対策事業補助金		
	水田営農特別対策事業費補助金	水田農業構造改革支援事業費補助金	合併後2年を目途に再編
	(緑化推進委員会盛岡支部で事業実施)	森林愛護少年団育成事業補助金	
	産地づくり対策交付金	産地づくり対策交付金	次期対策期間から制度を統合
	認定農業者協議会運営費補助金	認定農業者協議会補助金	合併後に組織を統合
		小規模土地改良かんがい排水事業補助金	公共下水道供用開始後廃止
産業振興 (商工)	TMO運営事業費補助金		現行どおり
	盛岡市シルバー人材センター補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	盛岡商工会議所補助金	玉山村商工会補助金	盛岡市の例により、予算要望内容を精査し、補助金額を決定
	都南商工会補助金		
	盛岡観光コンベンション協会運営費補助金	玉山村観光協会運営費補助金	
	つなぎ温泉観光協会運営費補助金		
都市整備	市道路線認定促進事業費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	市道路線認定事務費補助金		
	狭あい市道整備促進事業費補助金		
	私道等整備事業費補助金		
上下水道	浄化槽設置補助金	浄化槽設置補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	水道私設配水管等設置費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	水道受水施設改造費補助金		

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
(上下水道)	鉛給水管布設替え工事費補助金		
	水道水源水質保全促進事業補助金		
	私設下水道設置費補助金		
教育文化	盛岡青年委員会補助金	玉山村青年団体連絡協議会補助金 玉山村青年教育協議会補助金	現行どおり
	指定文化財保存維持事業費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	自治公民館活動費補助金		合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	盛岡市子ども会育成会連絡協議会補助金		
	郷土芸能保存団体補助金	郷土芸能保存団体補助金	合併後3年を目途に盛岡市の制度に統合
	自治公民館整備事業費補助金	自治公民館整備事業費補助金	合併後可能なものから順次統合
	盛岡市地域女性団体協議会補助金	玉山村婦人団体連絡協議会補助金	
	盛岡市PTA連合会運営費補助金	玉山村PTA連合会運営費補助金	
	盛岡市体育協会補助金	玉山村体育協会補助金	
	盛岡芸術協会補助金	玉山村芸術文化協会補助金	

# 新市建設計画（案）

～活力に満ち、詩情あふれる新県都～

- 1 序論
- 2 建設計画策定の方針
- 3 地域の現況と課題
- 4 新市の目指すべき将来像
- 5 分野別施策の概要
- 6 公共的施設の適正配置と整備
- 7 財政計画

盛岡市・玉山村合併協議会

## 目 次

第1章 序論 .....	1
1 合併の必要性 .....	1
2 合併により期待される効果 .....	3
第2章 建設計画策定の方針 .....	4
1 建設計画の構成 .....	4
2 建設計画の期間 .....	4
3 2市村の総合計画との関係 .....	4
第3章 地域の現況と課題 .....	5
1 広域計画との関連 .....	5
2 地域の現況 .....	8
3 地域づくりの課題 .....	36
第4章 新市の目指すべき将来像 .....	37
1 新市の基本理念 .....	37
2 新市の将来像 .....	38
3 将来人口 .....	40
4 土地利用の構想 .....	41
5 地域別整備の方向 .....	43
第5章 分野別施策の概要 .....	45
1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成 .....	45
2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実 .....	47
3 未来を築く心豊かな人材の育成 .....	49
4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備 .....	52
5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興 .....	54
6 多様な交流を支える都市基盤の整備 .....	57
7 健全な行財政運営と自治能力の向上 .....	59
第6章 公共的施設の適正配置と整備 .....	61
第7章 財政計画 .....	62
1 財政計画の基本条件 .....	62
2 歳入及び歳出の推計条件 .....	63
3 歳入及び歳出の推移 .....	65
4 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果 .....	68
■参考資料 .....	75

# 第1章 序 論

## 1 合併の必要性

### (1) 日常生活圏の広域化への対応

交通基盤の整備などにより、市町村の行政区域を越えて通勤や通学、買い物や通院など日常生活圏が拡大しています。玉山村においても、盛岡市への通勤・通学が大きな比重を占めるなど、日常生活圏が一体化している状況にあるので、日常生活圏と行政区域の一致による一体的なまちづくりや行政サービスの提供、環境問題など共に協力しながら広域的な課題に対応することが求められています。

### (2) 地方分権推進への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、住民に身近な行政はできるだけ市町村が行い、創意工夫による行政運営の推進が求められています。

このため、市町村は、住民にもっとも身近で総合的な行政主体として、より多くの権限移譲や行政基盤の強化により住民ニーズに沿った質の高い行政サービスの提供が求められており、中核市制度等を活用し、自治体規模の能力に応じた行財政基盤の充実・強化が重要になっています。

### (3) 少子・高齢社会への対応

出生率の低下による少子化の進行により人口の伸びが鈍化している一方で、高齢化率（65歳以上の人の割合）は年々上昇しており、全国で2020年（平成32年）には4人に1人が高齢者になると見込まれています。

こうした傾向は私たちの地域でも顕著になっており、今後、地域活力の低下が懸念されるとともに、少子化対策や高齢者への福祉サービスが大きな課題となります。このため、財政基盤の強化や人材の確保、行政資源の再配分と効果的運用が必要となっています。

### (4) 厳しい財政状況への対応

国、地方自治体とも大変厳しい財政状況にあり、地方財政を支える地方交付税や補助金は国の三位一体改革などにより、今後さらに減少することが見込まれます。

こうした中で、市町村が現在の行政サービスの水準をできるだけ維持しながら、需要の拡大が見込まれる医療や福祉、社会資本の整備を充実させていくた



## 2 合併により期待される効果

### (1) 自治能力の向上（特例市から中核市への移行）

新市では、自立性の高い都市の実現に向け、総合的な行政展開による独自のまちづくりや安定した行政サービスの提供が可能となる中核市への移行を目指します。これにより、行財政運営の効率化と財政基盤の強化とともに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成を図ることなどにより、政策形成や専門的な能力の向上が期待できます。また、より多くの権限を持つことにより、地方分権社会にふさわしい自己決定・自己責任によるまちづくりが可能となります。

### (2) 効率的な行財政運営

総務や企画など管理部門の統合による職員数の削減や議員数の減少により経費が節減できます。また、類似施設の重複による二重投資を避けることなどにより効率的かつ重点的な公共投資ができ、行財政運営の効率化と行政基盤の強化が図られ、行政サービスを維持することが可能となります。

### (3) 新しいまちづくり

行政区域が広がることにより、市村が持っている人材や文化、観光、産業等の地域資源を有機的に連携・活用できます。また、それぞれが持つ機能を補完しあいながら、新たな視点から地域産業の振興を図ることが可能になることや多くの人を引き付ける都市としての求心力が高まることが期待され、北東北の拠点機能を有する活力のある都市づくりが可能となります。

## 第2章 建設計画策定の方針

### 1 建設計画の構成

この計画は、新市を建設していくための将来像やこれを実現するためのまちづくりの基本目標及び財政計画などを中心に構成します。

### 2 建設計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から27年度までの10年間を基本とします。

### 3 2市村の総合計画との関係

この計画の策定にあたっては、2市村の総合計画の理念を踏まえた基本方針を作成し、分野別施策については、実施計画や特色ある地域づくり及び事業の継続性を考慮した上で、他の広域計画等との整合を図ります。

## 第3章 地域の現況と課題

### 1 広域計画との関連

#### (1) 岩手県総合計画

岩手県総合計画（平成11年策定）の地域計画において、新市を含む盛岡地区広域市町村圏の地域の将来像は、

「都市と農山村が広域的に連携し合いながら北東北の拠点としての機能を担う地域」

と設定されています。

また、地域の振興施策の方向は、

「北東北の拠点を目指して広域行政を推進する地域」

「世界と結ぶ情報交流の拠点となる地域」

「岩手山や八幡平などの恵まれた自然環境と共生する地域」

「子どもから高齢者まで安心してすこやかに暮らせる地域」

「地域の特性を生かして産業の新たな展開に挑戦する地域」

「快適な都市環境を創出してそれを波及させる地域」

「地域文化の創造や多彩な活動をはぐくむ地域」

の7つが示されています。

#### (2) 盛岡地区広域市町村圏計画

新市が属する広域圏の計画である第四次盛岡地区広域市町村圏計画においては、圏域の将来像を、

「都市環境と自然環境が調和し、快適で活力に満ち、交流と連携の輪が広がる北東北の拠点圏域」

とし、次の5つの目標を掲げています。

「北東北における拠点機能を確立し、人・物・情報が活発に交流する広域圏」

「自然と共生する生活空間を創出し、すべての人が安心して暮らせる広域圏」

「豊かな地域資源を最大限に生かし、活力ある産業を創造する広域圏」

「人々が生涯にわたって学び自らを高め、世界に文化を発

信する広域圏」

「交流と連携の輪を広げ、魅力あふれる地域づくりを展開する広域圏」

また、広域圏内において、2市村は次の機能を分担することとされています。

盛岡市：高次都市機能集積拠点、交通・商業・流通拠点、  
学術研究・教育・芸術文化交流拠点

玉山村：高度技術集積型産業導入拠点、親水観光・スポーツレクリエーション拠点、新エネルギー活用拠点

盛岡市玉山村連携推進計画（5）

### (3) 2市村の総合計画

2市村の総合計画の概要は、下表のとおりです。現在の基本計画は、2市村とも平成16年度から17年度にかけて計画期間が終了します。

区分	盛岡市	玉山村
基本構想 目標年次	平成17年	平成22年度
基本計画 計画期間	平成7年度～16年度	平成13年度～17年度 (前期基本計画)
将来像	<p>人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市</p> <p>豊かな人間性をはぐくみ世界にひらかれた教育文化都市</p> <p>恵まれた自然とともに生き互いにささえあう健康福祉都市</p>	<p>自然と産業との調和のとれた健康で文化的な郷土</p> <p>【テーマ】 詩情景観を活かした魅力あるむらづくり</p> <p>【サブテーマ】 踏み出す一歩、快適環境新世紀</p>
施策の 体系	<p>1 機能的で魅力ある都市の創造</p> <p>2 豊かで活力ある産業活動の展開</p> <p>3 ふるさとの未来を支える人材の育成</p> <p>4 快適でうるおいのある環境の創出</p> <p>5 健やかで心のかよう地域社会の形成</p> <p>6 計画の推進</p>	<p>1 住み良い村をつくるため</p> <p>2 活力ある村をつくるため</p> <p>3 文化の高い村をつくるため</p> <p>4 美しい村をつくるため</p> <p>5 人情豊かな村をつくるため</p> <p>6 計画を推進するため</p>

## 2 地域の現況

### (1) 2市村の概況

新市は、北上盆地の北部に位置し、面積約 886 km<sup>2</sup>となり県土面積の約 6%を占める広大な面積を有し、北東北三県のほぼ中央に位置しています。

新市の地形は、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川などの支流を合わせて一大水系となり新市の中央部を貫流しています。一方、平地の大半は、北上川沿いに帯状に開けています。

また、新市は、東北新幹線、秋田新幹線や東北縦貫自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけでなく、北東北においても、物流・交流の拠点として重要な位置にあります。

新市を構成する2市村は、盛岡市が明治22年、玉山村が昭和29年にそれぞれ市村制を施行したのち、市村合併などの変遷を経て現

#### ■2市村の面積

区 分	面 積 (km <sup>2</sup> )	県土に占める割合 (%)
盛岡市	489.15	3.2
玉山村	397.32	2.6
2市村合計	886.47	5.8
岩手県(参考)	15,278.63	100.0

(注) 平成15年10月1日現在

資料：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

在の2市村の姿になっています。

#### ■2市村の変遷

盛岡市	明治22年	市制施行
	大正 2年	編入 厨川村の一部
	昭和 3年	編入 米内村
	昭和15年	編入 厨川村
	昭和16年	編入 本宮村・中野村・浅岸村
	昭和30年	編入 築川村・玉山村の一部・滝沢村の一部・太田村・雫石町の一部
	昭和36年	分離 飯岡村・見前村・乙部村が合併し、都南村が誕生
玉山村	平成 4年	編入 玉山村の一部編入
	昭和29年	編入 都南村
	昭和29年	合体 玉山村・蔵川村組合村・渋民村が合併し、玉山村が誕生
	昭和30年	分離 盛岡市に一部編入
	編入 巻堀村	
	編入 盛岡市の一部	

## (2) 人口と世帯

### ① 人口・世帯数の推移

国勢調査により人口の推移をみると、平成7年と12年の比較では、盛岡市は増加率0.8%と横ばいの状態であり、玉山村は1.6%の減となっています。

新市全体では増加傾向で推移しており、平成7年から12年では0.7%増加しています。岩手県の総人口に対する割合も大きくなっており、平成12年では21.4%を占めています。

世帯数は、人口の増加に比較し大きな伸びを示しています。1世帯あたりの世帯員数は減少を続け、平成12年には2市村の合計で2.5人となりました。

#### ■人口の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増 加 率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛 岡 市	272,776	278,497	286,478	288,843	2.1	2.9	0.8
玉 山 村	14,536	14,135	14,245	14,014	△2.8	0.8	△1.6
計	287,312	292,632	300,723	302,857	1.9	2.8	0.7
盛岡広域市町村圏	450,664	462,321	478,066	490,736	2.6	3.4	2.7
広域圏に占める割合	63.8	63.3	62.9	61.7	—	—	—
岩 手 県	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	△1.2	0.2	△0.2
県に占める割合	20.0	20.7	21.2	21.4	—	—	—

資料：国勢調査（総務省）

※昭和60年から平成2年までの盛岡市の人口は、平成4年に合併した旧都南村の人口を含む。

#### ■世帯数の推移（一般世帯）

(単位：人、%)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増 加 率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛 岡 市	94,093	100,247	109,024	115,059	6.5	8.8	5.5
(一世帯当り人員)	2.8	2.7	2.6	2.5	△4.1	△5.2	△4.6
玉 山 村	3,550	3,672	3,889	3,981	3.4	5.9	2.4
(一世帯当り人員)	4.0	3.8	3.5	3.4	△5.9	△5.4	△4.0
計	97,643	103,919	112,913	119,040	6.4	8.7	5.4
(一世帯当り人員)	2.9	2.7	2.6	2.5	△4.3	△5.2	△4.6

資料：国勢調査（総務省）

## ② 人口動態

新市の人口動態をみると、出生と死亡による増減を表す自然動態では、盛岡市は出生が死亡を上回り自然増となっていますが、玉山村は自然減になっています。新市全体では自然増ですが、平成12年を境に増加の割合が小さくなっています。

転入と転出による増減を表す社会動態では、盛岡市、玉山村とも社会減となっています。

自然動態と社会動態に外国人登録の増減等を加えた人口の増減をみると、平成15年では盛岡市と玉山村を合わせて約400人の減となっています。

### ■人口動態

(単位：人)

区 分		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
盛 岡 市	自然動態	788	968	852	813	652
	出生	2,762	2,794	2,767	2,709	2,626
	死亡	1,974	1,826	1,915	1,896	1,974
	社会動態	△ 1,073	△ 1,222	△ 1,193	△ 1,066	△ 1,058
	転入	15,204	14,798	14,637	14,555	14,262
	転出	16,277	16,020	15,830	15,621	15,320
	その他	56	41	152	112	36
	増減総数	△ 229	△ 213	△ 189	△ 141	△ 370
玉 山 村	自然動態	△ 22	△ 4	△ 28	△ 21	△ 45
	出生	112	101	113	108	103
	死亡	134	105	141	129	148
	社会動態	△ 43	△ 63	△ 38	△ 59	16
	転入	456	429	469	440	427
	転出	499	492	507	499	411
	その他	2	9	7	12	3
	増減総数	△ 63	△ 58	△ 59	△ 68	△ 26
合 計	自然動態	766	964	824	792	607
	出生	2,874	2,895	2,880	2,817	2,729
	死亡	2,108	1,931	2,056	2,025	2,122
	社会動態	△ 1,116	△ 1,285	△ 1,231	△ 1,125	△ 1,042
	転入	15,660	15,227	15,106	14,995	14,689
	転出	16,776	16,512	16,337	16,120	15,731
	その他	58	50	159	124	39
	増減総数	△ 292	△ 271	△ 248	△ 209	△ 396

資料：岩手県人口移動報告年報

※前年10月～表示年9月の数値、増減総数には外国人登録の増減及び帰化を含む

### ③ 年齢別人口の推移

年齢別人口をみると、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向が続いており、高齢化が一層進行してきています。新市の高齢化率は、平成12年で16.0%であり、岩手県の21.5%、全国平均の17.3%より低くなっています。

市村別の高齢化率をみると、盛岡市は15.6%ですが、玉山村は23.4%と岩手県及び全国平均を超えています。

### ■ 年齢3区分人口

(単位：人、%)

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	割合		
				0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和60年	63,222	199,774	24,016	22.0	69.6	8.4
平成2年	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
7	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
12	46,159	208,171	48,469	15.2	68.8	16.0

平成12年市町村別年齢3区分人口

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	割合		
				0～14歳	15～64歳	65歳以上
盛岡市	44,134	199,462	45,189	15.3	69.1	15.6
玉山村	2,025	8,709	3,280	14.4	62.1	23.4

資料：国勢調査（総務省）

### ④ 人口集中地区

人口集中地区は盛岡市にのみ設定されています。平成12年の国勢調査では面積38.62 km<sup>2</sup>、人口230,793人であり、新市の総面積に占める割合は4.4%、総人口に対しては76.2%となっています。

## ■人口集中地区

(単位：人、km<sup>2</sup>、%)

区分	人口集中地区人口	人口集中地区面積	人口集中地区人口密度	市総人口	市総面積	人口密度	人口集中地区が占める割合	
							人口	面積
昭和60年	214,098	36.1	5,930.7	287,312	887.64	323.7	74.5	4.1
平成 2年	221,725	38.8	5,714.6	292,632	886.41	330.1	75.8	4.4
7	228,300	38.6	5,914.5	300,723	886.47	339.2	75.9	4.4
12	230,793	38.62	5,976.0	302,857	886.47	341.6	76.2	4.4

資料：国勢調査（総務省）

## ⑤ 昼夜間人口

平成 12 年の昼間人口を夜間人口（常住人口）と比較した昼夜間人口比率をみると、盛岡市は 107.1 で流入人口が多くなっていますが、玉山村は 93.2 で流出超過となっています。

## ■昼夜間人口比率

(単位：人、%)

区分	平成 7 年			平成 12 年		
	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率
盛岡市	304,744	286,450	106.4	309,423	288,785	107.1
玉山村	13,165	14,245	92.4	13,065	14,014	93.2

資料：国勢調査（総務省）

※年齢不詳を含まない

## ⑥ 人口移動

平成7年と12年の間の2市村間の人口移動を国勢調査で見ると、盛岡市から玉山村へ328人の転出、玉山村から盛岡市へは452人の転出であり、盛岡市へ124人の転入超過となっています。

### ■ 2市村間の人口移動（平成7年→平成12年）

(単位：人)

区分	移 動 先		
	盛岡市	玉山村	計
盛岡市		328	328
玉山村	452		452

(増減数)

区分	移 動 先		
	盛岡市	玉山村	計
盛岡市		124	124
玉山村	△ 124		△ 124

資料：国勢調査（総務省）

### (3) 地域産業の状況

#### ① 産業別就業人口の推移

産業別就業人口をみると、第1次産業の比率が低下し、第3次産業の比率が拡大してきています。盛岡市では、平成12年に第3次産業が約80%を占めるようになっていきます。

#### ■産業大分類別就業人口の推移

(単位：人)

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
盛岡市	就業者数	総 数	128,622	135,928	145,310	144,830
		第1次産業	7,155	6,349	5,625	4,908
		第2次産業	21,009	22,850	23,886	23,908
		第3次産業	100,422	106,577	115,589	115,788
	構成比	第1次産業	5.6	4.7	3.9	3.4
		第2次産業	16.3	16.8	16.4	16.5
		第3次産業	78.1	78.4	79.5	79.9
玉山村	就業者数	総 数	7,691	7,804	7,755	7,592
		第1次産業	3,021	2,586	2,003	1,804
		第2次産業	1,908	2,265	2,419	2,362
		第3次産業	2,761	2,952	3,327	3,425
	構成比	第1次産業	39.3	33.1	25.8	23.8
		第2次産業	24.8	29.0	31.2	31.1
		第3次産業	35.9	37.8	42.9	45.1
合 計	就業者数	総 数	136,313	143,732	153,065	152,422
		第1次産業	10,176	8,935	7,628	6,712
		第2次産業	22,917	25,115	26,305	26,270
		第3次産業	103,183	109,529	118,916	119,213
	構成比	第1次産業	7.5	6.2	5.0	4.4
		第2次産業	16.8	17.5	17.2	17.2
		第3次産業	75.7	76.2	77.7	78.2

資料：国勢調査（総務省）

※総数には分類不能の産業が含まれるので、構成比が100%とならない場合がある。

## ② 事業所

新市の事業所数は、平成13年に16,645事業所となっておりますが、ほぼ横ばいで推移していたものが減少に転じています。従業員数は増加傾向で推移していましたが、2市村とも平成13年には減少に転じています。

### ■事業所数及び従業員数の推移

(単位：事業所、人)

区分	事業所			従業員		
	平成3年	平成8年	平成13年	平成3年	平成8年	平成13年
盛岡市	16,863	16,803	16,114	147,608	161,910	155,020
玉山村	532	533	531	5,478	5,810	5,750
合計	17,395	17,336	16,645	153,086	167,720	160,770

資料：事業所・企業統計調査（総務省）

## ③ 農林業

新市の農家数は、平成2年の6,278戸から平成12年には5,506戸となり、約800戸減少しており、市村とも減少傾向にあります。専業兼業別にみると、専業農家に加え第一種兼業農家の減少率も大きくなってきています。

農業産出額も減少傾向で推移しており、平成14年の1,867千万円は、平成2年に比較して309千万円の減になっています。市村別では、盛岡市は減少傾向にあります。玉山村は増加に転じています。

産出額を品目別にみると、盛岡市は米のほか野菜や果実など都市近郊型の作物が中心ですが、玉山村では米とともに畜産の割合が大きく総産出額の78.2%を占めており、畜産の伸びが産出額増加の大きな要因となっています。

## ■農家数

(単位：戸)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年
盛岡市	農家数	4,579	4,327	3,975
	専業農家	479	451	(367)
	第一種兼業農家	735	591	(471)
	第二種兼業農家	3,365	3,285	(2,290)
玉山村	農家数	1,699	1,618	1,531
	専業農家	176	161	(158)
	第一種兼業農家	460	318	(281)
	第二種兼業農家	1,063	1,139	(929)
合 計	農家数	6,278	5,945	5,506
	専業農家	655	612	(525)
	第一種兼業農家	1,195	909	(752)
	第二種兼業農家	4,428	4,424	(3,219)

資料：農業センサス（農林水産省）

※平成12年の専業農家数、第一種兼業農家数、第二種兼業農家数は、総農家のうちの販売農家数

販売農家とは、経営耕地30a以上または年間農産物販売金額50万円以上の農家

## ■農業産出額

(単位：千万円)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年					
				計	米	野菜	果実	畜産	その他
盛 岡 市	1,187	1,151	988	842	279	222	191	103	47
玉 山 村	989	932	989	1,025	177	21	2	802	23
合 計	2,176	2,083	1,977	1,867	456	243	193	905	70

資料：生産農業所得統計（農林水産省）

林業をみると、新市の林野面積は 64,880ha で、総面積の 73.2%を占めており、林家数は 3,040 戸、林野面積のうち約 4 割が保有山林となっています。林業従事者の減少と高齢化、長期木材価格低迷による森林経営意欲の減退等により、森林の管理育成の停滞が懸念されていますが、地場木材の活用やしいたけなど特用林産物の生産拡大など林業活性化への取り組みがなされているほか、水源涵養や環境保全など森林のもつ公益的機能の面からの取り組みが期待されています。

## ■林業（平成12年）

(単位：ha、%、戸)

区 分	総土地 面 積	林野面積	林野率	林家数	保有山林 面 積	林産物販売（保有山林3ha以上の林家）		
						計	販売あり	販売なし
盛岡市	48,915	33,821	69.1	2,118	19,147	1,091	19	1,072
玉山村	39,732	31,059	78.2	922	7,297	491	16	475
合 計	88,647	64,880	73.2	3,040	26,444	1,582	35	1,547

資料：農林業センサス（農林水産省）

※保有山林は、林家世帯が単独で経営することができる山林。

## ④ 工業

工業は、飲食料品や印刷業、金属などの事業所が集積していますが、事業所数、従業員数とも減少傾向にあり、玉山村の大規模事業所が閉鎖されたことから、平成14年の工業統計調査では、事業所 255、従業員 7,283 人、製造品出荷額等は 248,488 百万円となり、過去の調査と比較して大幅な落ち込みがみられます。

玉山村の工業団地等へ企業誘致が図られてきましたが、国内の製造業拠点が海外に移転することに伴い誘致企業の撤退もみられることから、安価な用地や労働力による企業誘致戦略が限界にきていると考えられています。このため、産業支援センター等による起業家の支援や産学官の連携による新分野の開拓などの取り組みがなされています。

## ■工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区 分		平成2年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年
盛岡市	事業所数	346	319	285	272	217
	従業員数	8,786	8,357	7,536	7,389	5,949
	製造品出荷額等	235,944	248,633	248,894	237,910	225,574
玉山村	事業所数	35	40	42	43	38
	従業員数	2,240	2,234	2,195	2,149	1,334
	製造品出荷額等	61,942	57,955	63,916	50,439	22,914
合 計	事業所数	381	359	327	315	255
	従業員数	11,026	10,591	9,731	9,538	7,283
	製造品出荷額等	297,886	306,588	312,810	288,349	248,488

資料：工業統計調査（経済産業省）

※従業員4人以上の事業所の数値

## ⑤ 商業

卸売業は、高速交通の結節点に位置し流通団地が整備されているなど、集散機能に優位性をもつ盛岡市に集積しています。平成14年の商業統計調査をみると、新市の卸売業は、商店数1,219店、従業員数11,826人、商品販売額1,022,652百万円となっており、岩手県全体に対し商店数及び従業員数が約4割、商品販売額は約5割に相当しますが、景気の低迷や流通構造の変化などから、商店数、従業員数、商品販売額とも減少傾向にあります。

小売業は、平成14年調査で商店数3,138店、従業員数21,119人、商品販売額397,156百万円となっており、商品販売額は岩手県の約3割を占めます。景気の低迷や郊外への大型小売店出店等により商店数は減少してきていますが、中心部の商店街では、アーケード改修や駐車場の整備など中心市街地の活性化への取り組みがなされています。

■商業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区 分		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	
盛岡市	卸売	商店数	1,440	1,450	1,269	1,416	1,211
		従業員数	13,589	14,425	12,545	13,925	11,775
		商品販売額	1,219,859	1,303,200	1,166,228	1,188,041	1,020,819
	小売	商店数	3,660	3,472	3,230	3,242	3,020
		従業員数	19,158	20,831	20,072	21,992	20,636
		商品販売額	363,247	401,115	411,649	415,158	389,949
	計	商店数	5,100	4,922	4,499	4,658	4,231
		従業員数	32,747	35,256	32,617	35,917	32,411
		商品販売額	1,583,106	1,704,315	1,577,877	1,603,199	1,410,768
玉山村	卸売	商店数	14	11	10	14	8
		従業員数	37	60	35	78	51
		商品販売額	839	3,798	2,926	4,514	1,833
	小売	商店数	153	141	133	135	118
		従業員数	520	523	511	544	483
		商品販売額	8,059	9,048	9,509	8,481	7,207
	計	商店数	167	152	143	149	126
		従業員数	557	583	546	622	534
		商品販売額	8,898	12,846	12,435	12,995	9,040
合 計	卸売	商店数	1,454	1,461	1,279	1,430	1,219
		従業員数	13,626	14,485	12,580	14,003	11,826
		商品販売額	1,220,698	1,306,998	1,169,154	1,192,555	1,022,652
	小売	商店数	3,813	3,613	3,363	3,377	3,138
		従業員数	19,678	21,354	20,583	22,536	21,119
		商品販売額	371,306	410,163	421,158	423,639	397,156
	計	商店数	5,267	5,074	4,642	4,807	4,357
		従業員数	33,304	35,839	33,163	36,539	32,945
		商品販売額	1,592,004	1,717,161	1,590,312	1,616,194	1,419,808

資料：商業統計調査（経済産業省）

## ⑥ 観光

新市は、自然系や歴史人文系の観光資源に加え、博物館や美術館などの施設も集積した観光地を形成していますが、景気の停滞や海外旅行との競合により国内観光全体が低迷しているため、観光客の入込数は減少傾向で推移しています。このような中、広域圏内市町村が連携して観光客誘致のPRに取り組んでいるとともに、体験型観光コースの整備や中心市街地における歩いて楽しめる観光地づくりなどが進められています。

平成13年の観光客入込状況をみると、総入込数4,126,654人のうち、県内からの観光客が2,306,351人、県外からは1,820,303人で6対4の割合となっています。日帰りと宿泊の別では、日帰り客が3,101,672人、宿泊客は1,024,982人であり、全体の24.8%が宿泊客となっています。

### ■観光客入込数

(単位：人)

区 分		平成4年	平成7年	平成10年	平成13年
盛岡市	観光客入込数	3,986,538	3,936,457	3,715,282	3,749,134
	うち県内	2,208,703	2,159,151	2,023,389	2,038,232
	県外	1,777,835	1,777,306	1,691,893	1,710,902
	うち日帰	2,908,781	2,848,303	2,688,986	2,734,013
	宿泊	1,077,757	1,088,154	1,026,296	1,015,121
玉山村	観光客入込数	454,610	422,560	462,830	377,520
	うち県内	228,245	231,250	256,950	268,119
	県外	226,365	191,310	205,880	109,401
	うち日帰	447,370	416,230	454,570	367,659
	宿泊	7,240	6,330	8,260	9,861
合 計	観光客入込数	4,441,148	4,359,017	4,178,112	4,126,654
	うち県内	2,436,948	2,390,401	2,280,339	2,306,351
	県外	2,004,200	1,968,616	1,897,773	1,820,303
	うち日帰	3,356,151	3,264,533	3,143,556	3,101,672
	宿泊	1,084,997	1,094,484	1,034,556	1,024,982

資料：観光統計概要（岩手県）

#### (4) 日常生活圏広域化の状況

##### ① 通勤・通学

平成12年国勢調査で2市村間の通勤・通学の状況をみると、盛岡市から玉山村への通勤者は0.7%ですが、玉山村からは21.2%が盛岡市に通勤しています。15歳以上の通学者では、盛岡市に高等学校が集中していることから、盛岡市から玉山村への通学者はほとんど見られませんが、玉山村からは55.9%が盛岡市に通学しています。

##### ■通勤の状況（平成12年）

(単位：人、%)

区分	総数	通勤先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	144,830	126,626	972	87.4	0.7
玉山村	7,592	1,606	4,474	21.2	58.9

資料：国勢調査（総務省）

##### ■通学の状況（平成12年）

(単位：人、%)

区分	総数	通学先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	21,985	19,292	2	87.8	0.0
玉山村	798	446	107	55.9	13.4

資料：国勢調査（総務省）

※15歳以上通学者

##### ② 購買動向

平成15年広域消費購買動向調査による2市村の購買動向をみると、玉山村は盛岡市での購買率が一番高く37.5%、地元が31.7%となっています。平成10年の前回調査と比較すると盛岡市での購買率とともに、地元の比率も下がり滝沢村や西根町に流出しています。盛岡市は96.4%が地元での購買となっています。

■2市村間の購買動向（平成15年）

（単位：％）

区 分	買物する市町村	
	盛岡市	玉山村
盛岡市	96.4 (97.4)	—
玉山村	37.5 (51.6)	31.7 (35.1)

資料：岩手県広域消費購買動向調査

※（ ）内は、前回調査（平成10年）の数値

③ 医療

医療受診の状況を見ると、平成9年度に岩手県が実施した患者実態調査によると、玉山村は42.0%の412人が盛岡市で受診しています。

■医療受診の状況（平成9年度）

（単位：％、人）

区 分	割 合	人 数
玉山村から盛岡市へ	42.0	412

資料：患者実態調査（岩手県）

(5) 行財政の状況

① 行政体制の状況

ア 特別職及び議員数

特別職は2市村合計で9人、議員数は2市村合計で58人となっています。

また、人口千人あたりの議員数をみると、玉山村が1.43人、盛岡市が0.13人となっています。

■特別職及び議員数

(単位:人)

区分	特別職	議員	人口千人あたり議員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	5	38	0.13
玉山村	4	20	1.43
計	9	58	0.20

イ 職員数 (平成16年4月1日現在)

合計職員数は、盛岡市2,388人、玉山村146人の合計で2,534人となっています。

また、人口千人あたりの一般行政職員数をみると、盛岡市が4.93人、玉山村が6.71人となっています。

■職員数

(単位:人)

区分	一般行政職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)	合計職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	1,388	4.93	2,388	8.48
玉山村	94	6.71	146	10.42
計	1,482	5.01	2,534	8.57

※合計職員数は一般行政、特別行政、公営企業職員の計(平成16年定員管理調査)

■部門別職員数

(単位:人)

区分	一般行政									特別行政		公営企業				合計
	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	教育	その他	病院	水道	下水道	その他	
盛岡市	14	318	107	333	249	13	53	25	276	438	-	221	178	92	71	2,388
玉山村	3	33	15	7	8	-	14	2	12	35	-	-	5	5	7	146

資料:平成16年定員管理調査

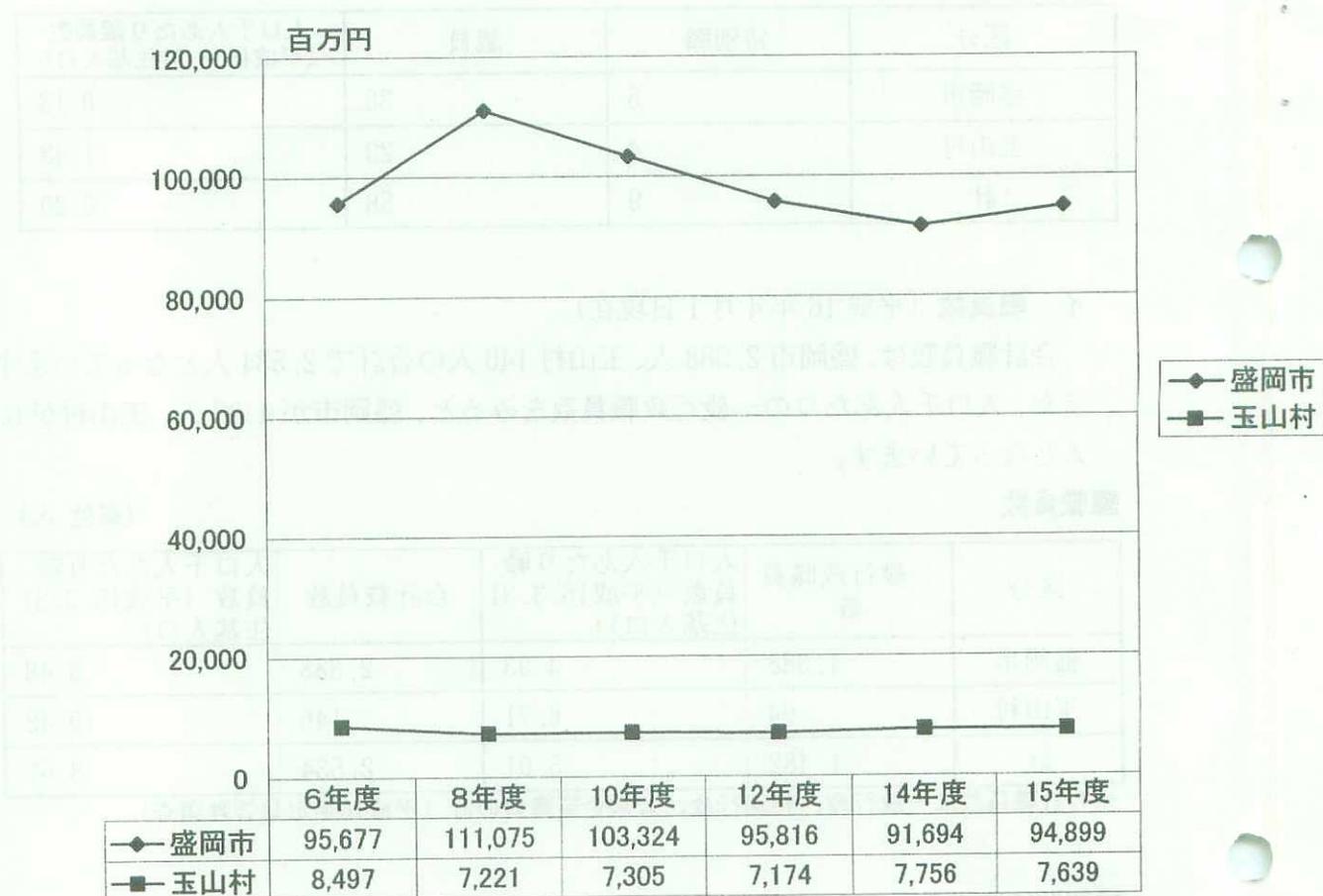
② 財政状況

ア 歳入の状況

■歳入総額の推移

2市村の歳入（普通会計）総額の推移をみると、長引く景気の低迷等により、地方税、地方交付税を中心に歳入の伸びを見込めない状況にあります。

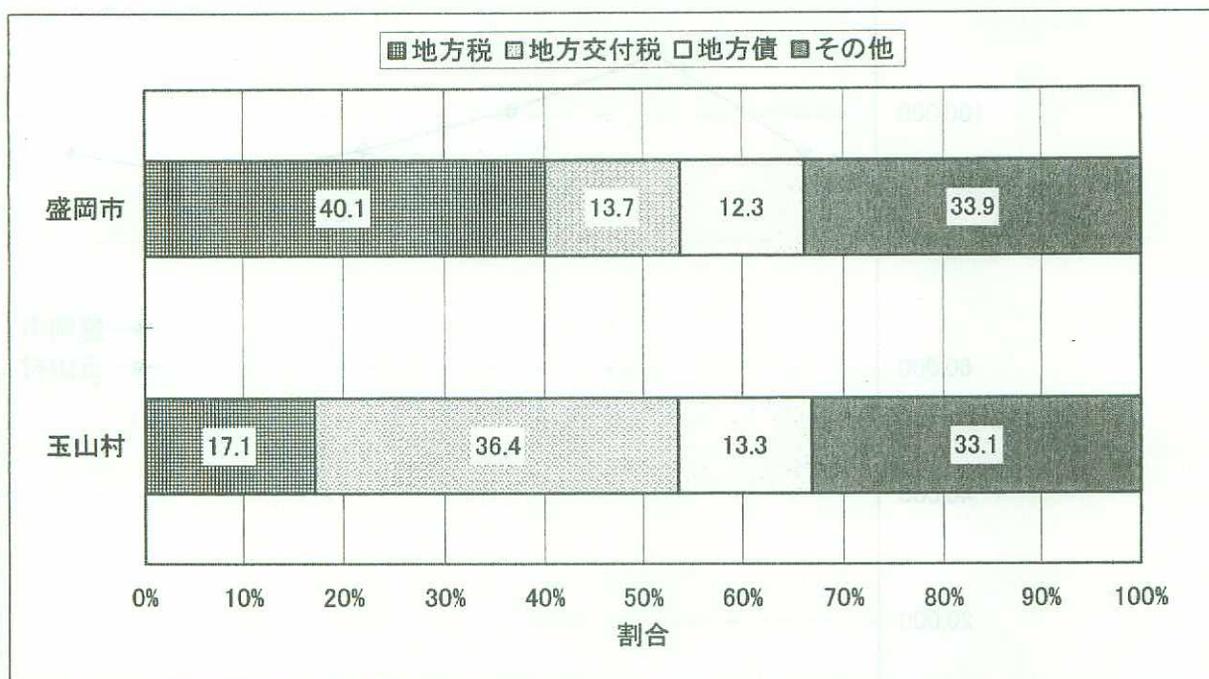
盛岡市では平成8年度をピークに減少に転じています。また、玉山村はおおむね横ばいで推移しています。



資料：地方財政状況調査

■歳入の主な内訳（平成 15 年度決算額）

2市村の平成 15 年度決算の状況（普通会計）をもとに、歳入の主な項目をみると、歳入で地方税収入の占める割合は盛岡市が 40.1%と高く、国からの地方交付税の占める割合が 13.7%と低くなっています。玉山村は地方税（17.1%）より地方交付税（36.4%）の割合が高くなっています。



（単位：百万円）

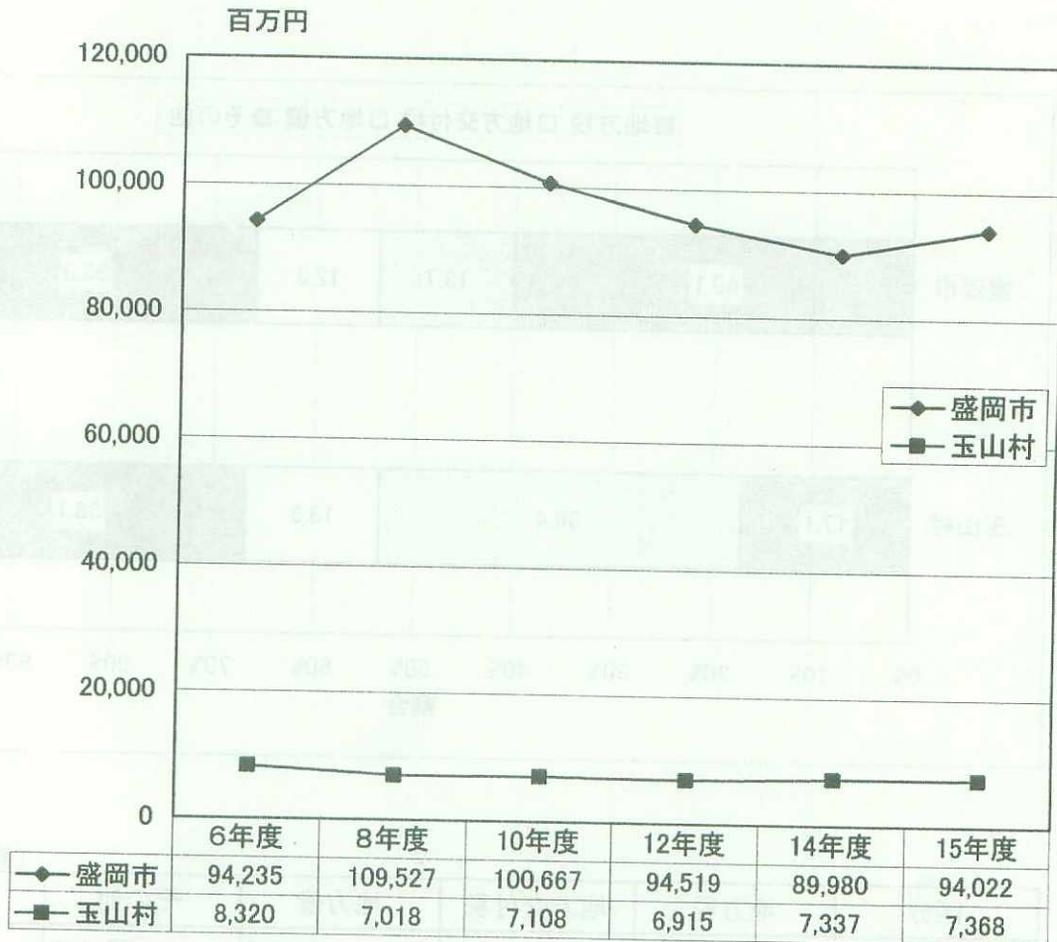
区分	地方税	地方交付税	地方債	その他	合計
盛岡市	38,040	13,023	11,716	32,120	94,899
玉山村	1,307	2,777	1,019	2,536	7,639

資料：地方財政状況調査

## イ 歳出の状況

### ■歳出総額の推移

2市村の歳出総額（普通会計）をみると、盛岡市は平成8年度をピークに減少傾向を示しています。玉山村はおおむね横ばいで推移しています。

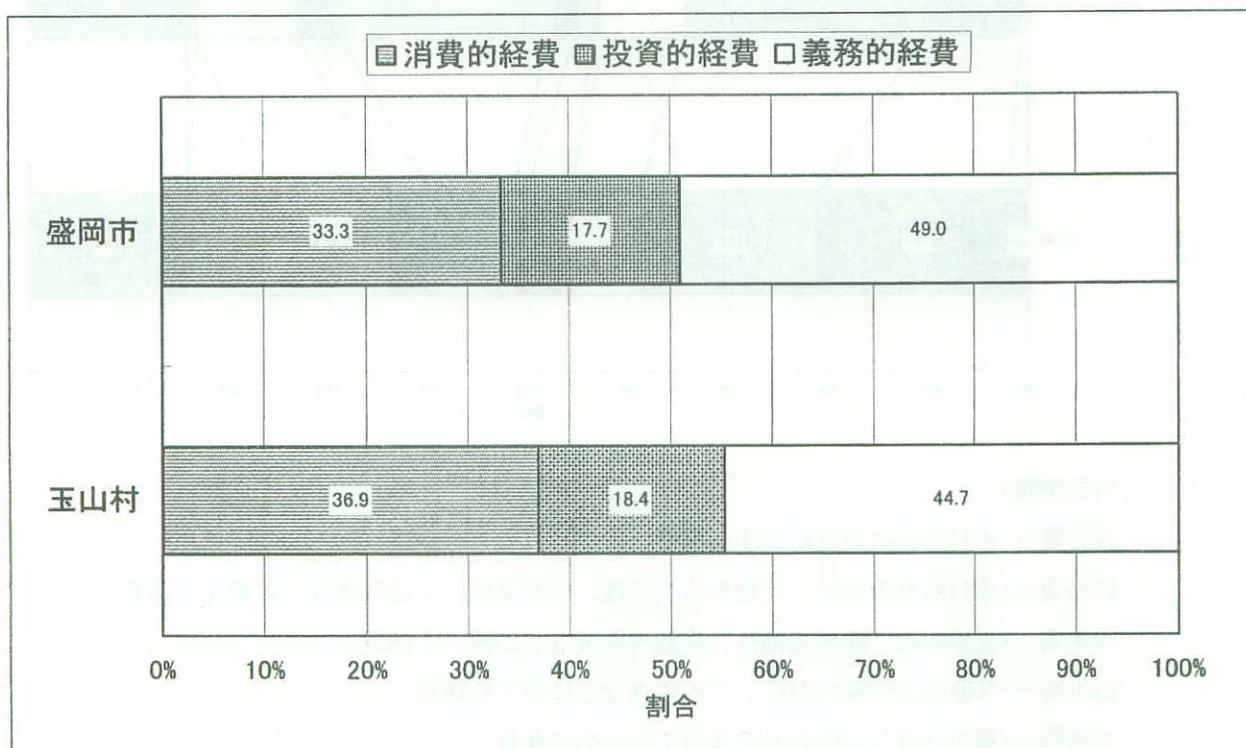


資料：地方財政状況調査

### ■歳出（性質別）

消費的経費は、支出効果が短時間で終了するもので、物件費や維持補修費といったものをいいます。これに対して投資的経費（普通建設事業費）は、支出効果が長時間にわたって持続するもので、道路などの公共施設の設置や河川改修といった資本形成に使われるものをいいます。

消費的経費、投資的経費の割合は、玉山村の方が全体の55.3%でやや高くなっています。また、義務的経費は、毎年歳出が義務付けられている任意に削減できない人件費、扶助費、公債費などの経費で、盛岡市が49.0%とやや高くなっています。



(単位：百万円)

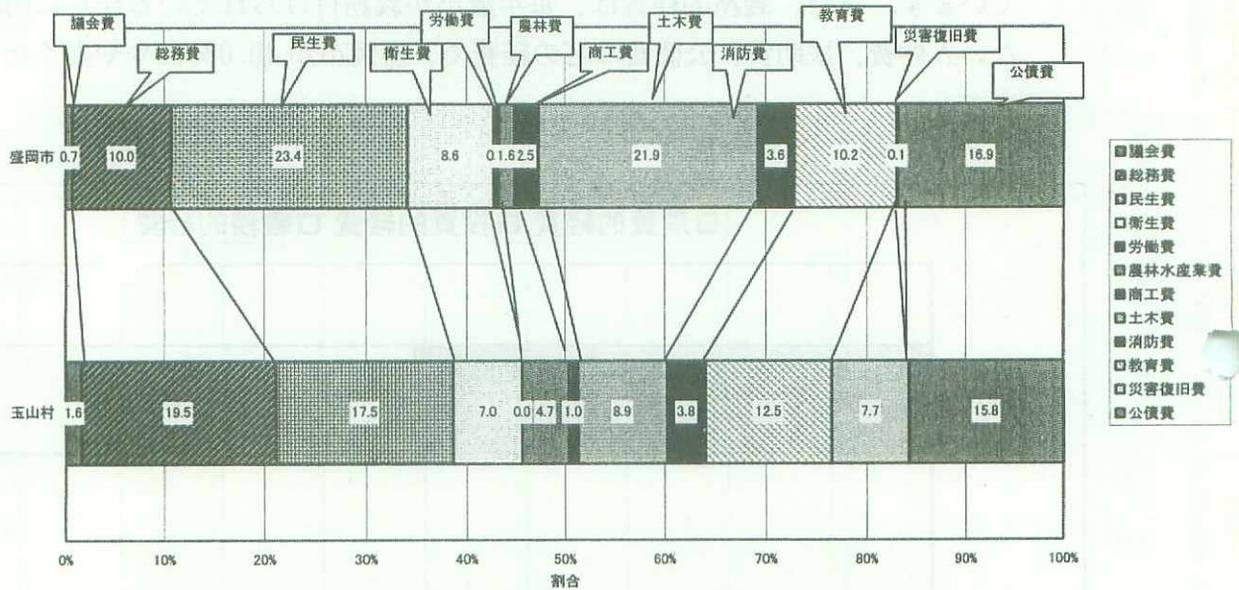
区分	消費的経費	投資的経費	義務的経費	合計
盛岡市	31,305	16,613	46,104	94,022
玉山村	2,718	1,356	3,294	7,368

資料：地方財政状況調査

## ■歳出（目的別）

平成 15 年度普通会計決算額を目的別の割合で見ると、盛岡市は民生費（23.4%）、土木費（21.9%）、公債費（16.9%）の順に高くなっています。

また、玉山村は、総務費（19.5%）、民生費（17.5%）、公債費（15.8%）の順になっています。



### 〔用語解説〕

議会費…市村議会の運営に要する経費

総務費…市村所有の土地・建物の維持管理、国際交流、交通政策などに要する経費

民生費…児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などに要する経費

衛生費…保健衛生や環境対策、ごみ処理などに要する経費

労働費…雇用対策など勤労者を支援するための経費

農林水産業費…農業や林業振興などに要する経費

商工費…商工業や観光の振興などに要する経費

土木費…道路建設・改修、公園整備、区画整理などに要する経費

消防費…消防や災害対策のための経費

教育費…義務教育、公民館、文化会館、生涯学習推進などに要する経費

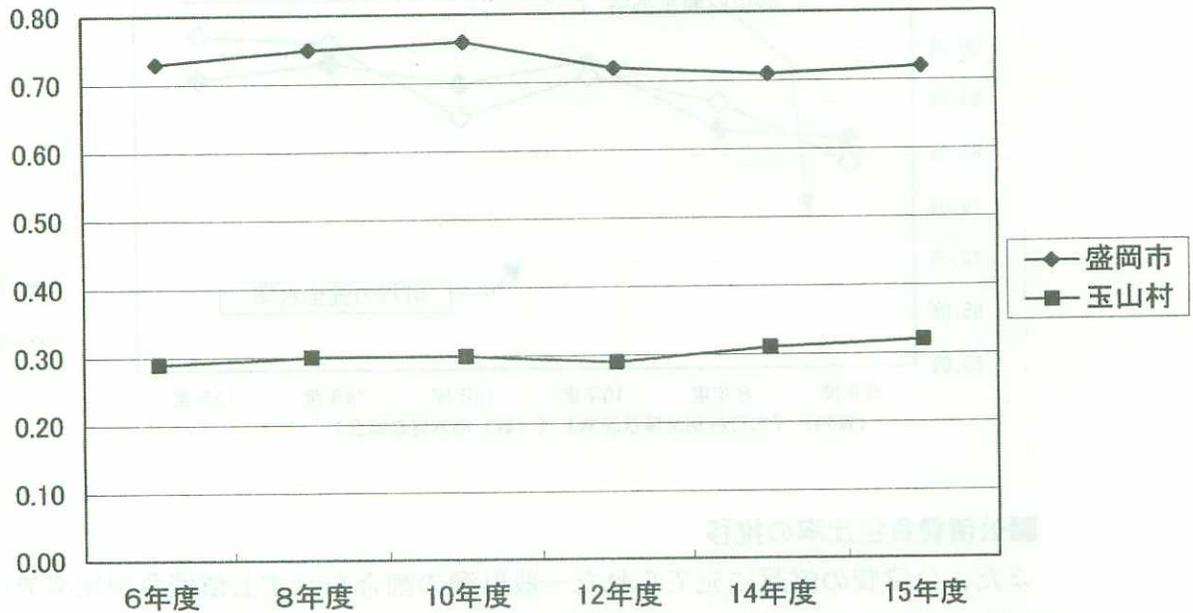
災害復旧費…災害復旧に要する経費

公債費…市村が借り入れた地方債を償還（返済）するための経費

### ③財政指標

#### ■財政力指数の推移

自治体の財政力を判断する指標である財政力指数は、長引く景気の低迷による住民税及び固定資産税などの地方税収入の落ち込みなどにより、盛岡市では平成10年度より微減傾向にあり、平成15年度では0.72となっています。また、玉山村では平成15年度で0.32とほぼ横ばいで推移しています。

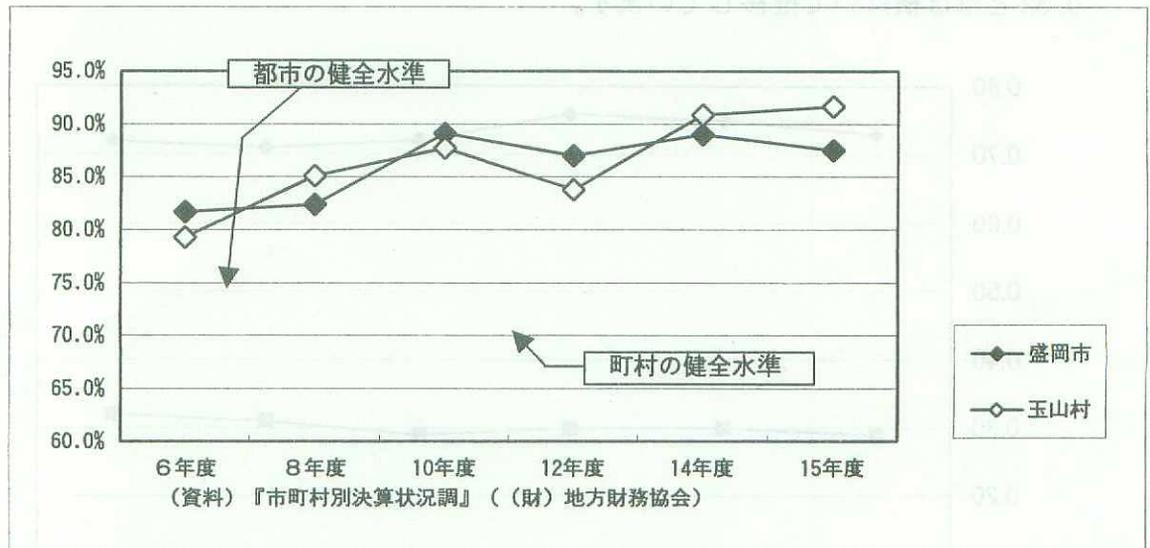


資料：市町村別決算状況調（(財) 地方財務協会）

※財政力指数は高いほど財政力が高いと見られ、「1」を超えると普通交付税が不交付となります。

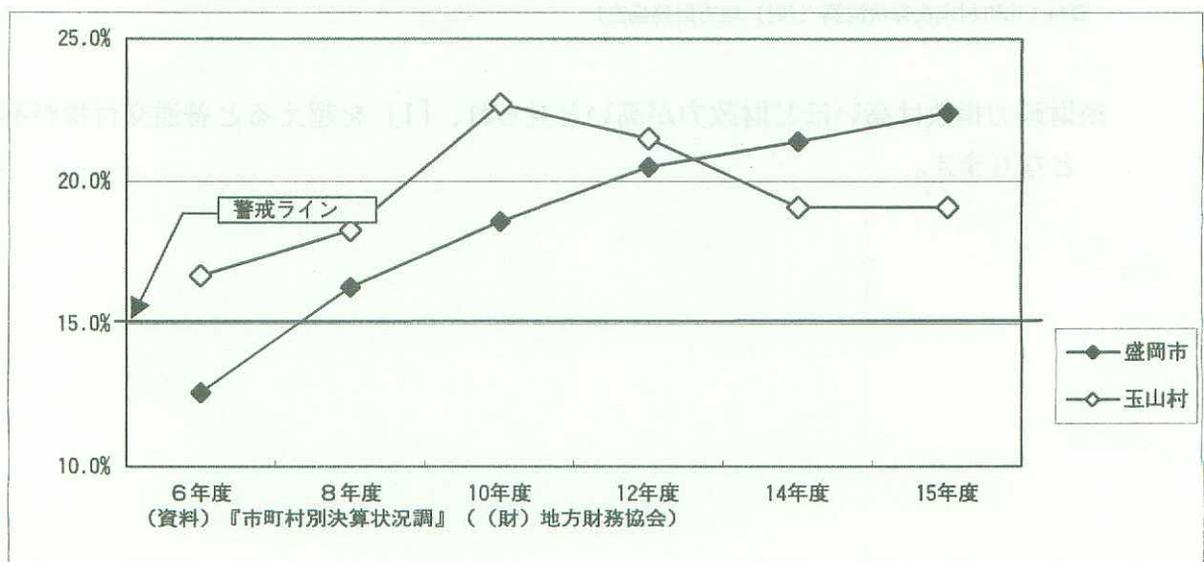
### ■経常収支比率の推移

両市村の財政状況は、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどから悪化傾向にあり、市町村の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、バブル崩壊後の平成6年度から平成10年度にかけて上昇しており、市町村のそれぞれの健全水準（一般的には都市にあっては75%、町村にあっては70%程度）を上まわる状況にあります。



### ■公債費負担比率の推移

また、公債費の償還に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率では、2市村とも平成15年度決算において健全水準とされる15%を超える状況となっており、財政構造は弾力性を失いつつあります。



## ウ 将来にわたる財政負担

### ■債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

債務負担行為は、地方公共団体の予算の一部を構成するものであり、大規模な建物や構築物の建設事業など2～3年で終了する事業や制度資金の利子補給などに用いられます。債務負担行為を設定することは、義務的な支出を伴うものですから、地方債の償還金などと同様に将来の財政負担となります。

2市村の債務負担行為の設定に伴う翌年度以降の支出予定額の推移を比較すると、盛岡市は平成6年度をピークに平成10年度まで減少傾向にあったものの平成12年度以降増加しており、玉山村は平成6年度と平成8年度をピークとして概ね減少する傾向を示しています。

### ■債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

(単位：百万円)

区分	6年度	8年度	10年度	12年度	14年度	15年度
盛岡市	13,707	9,232	8,113	8,464	11,112	9,775
玉山村	879	1,999	649	460	366	654



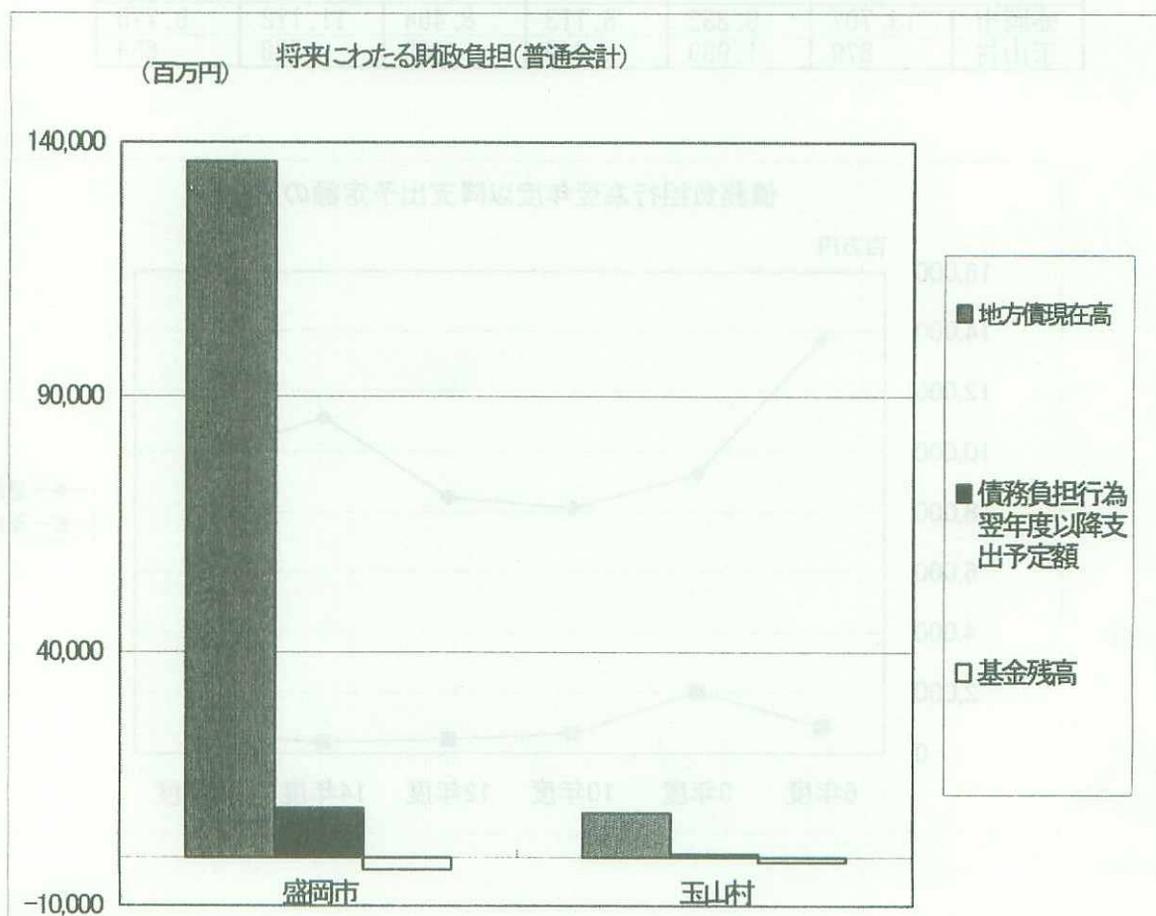
### ■将来にわたる財政負担

普通会計における平成15年度末現在の地方債の残高（償還金の財源として国庫支出金が充当される特定資金公共投資事業債（NTT債）を除きます。）と債務負担行為翌年度以降支出予定額の合計額から基金の残高を差し引いた額、これを将来にわたる財政負担として比較した場合は、次のとおりとなります。

#### ■将来にわたる財政負担(普通会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

区分	地方債現在高 A	債務負担行為翌年度 以降支出予定額 B	基金残高 C	A+B-C
盛岡市	136,199,878	9,774,848	2,604,421	143,370,305
玉山村	8,770,332	653,981	1,032,631	8,391,682



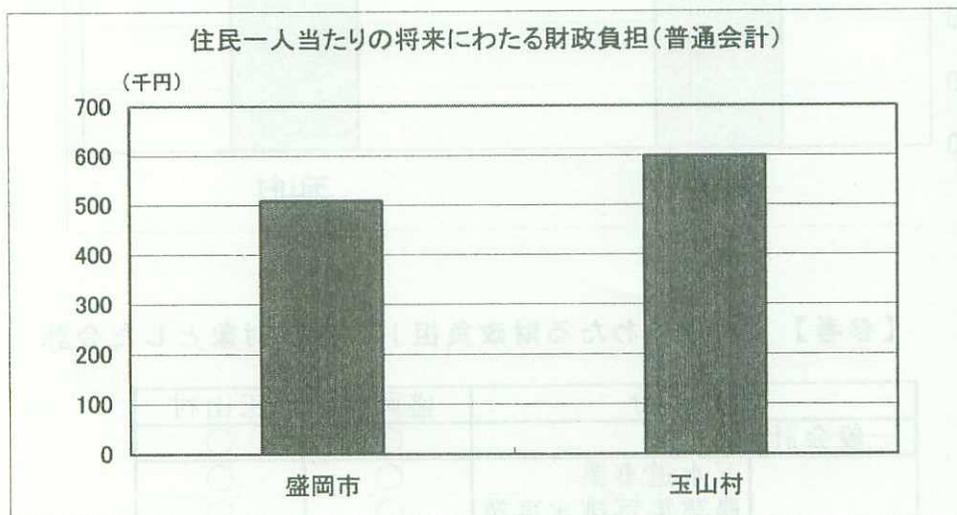
(注) 将来の支出額である「地方債現在高」及び「債務負担行為翌年度以降支出予定額」はプラス表示とし、その財源となるべき「基金残高」をマイナス表示とした。

また、普通会計における平成 15 年度末の将来にわたる財政負担額を、平成 16 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 509 千円、玉山村が 599 千円となっています。

■住民一人当たりの将来にわたる財政負担  
(普通会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	509
玉山村	599

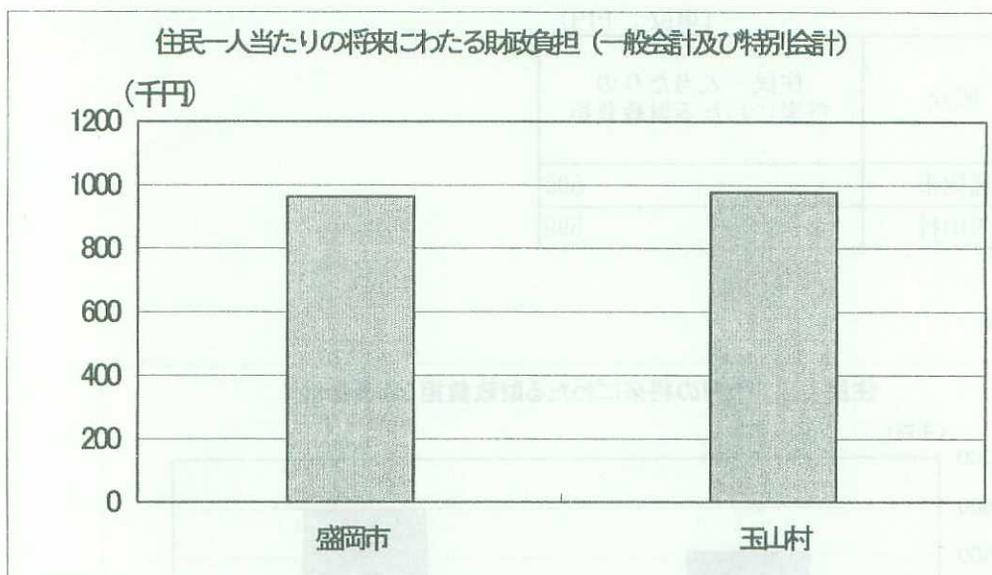


さらに、一般会計と特別会計を合算した場合における平成 15 年度末の将来にわたる財政負担額を、平成 16 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 964 千円、玉山村が 978 千円となっています。

■住民一人当たりの将来にわたる財政負担  
 (一般会計及び特別会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

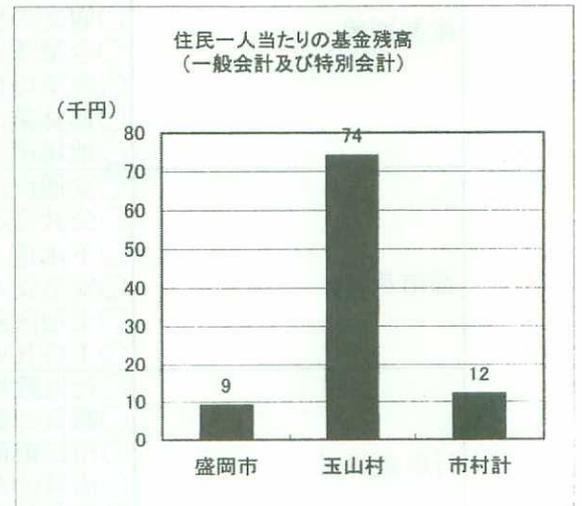
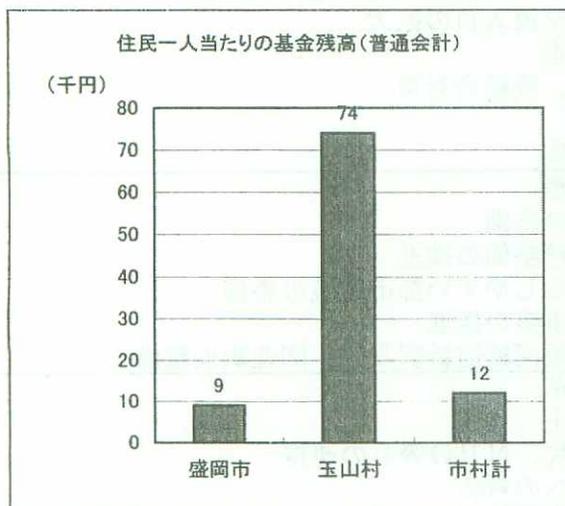
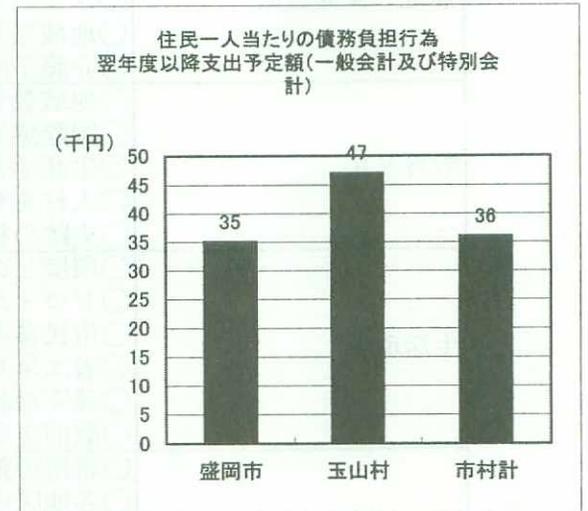
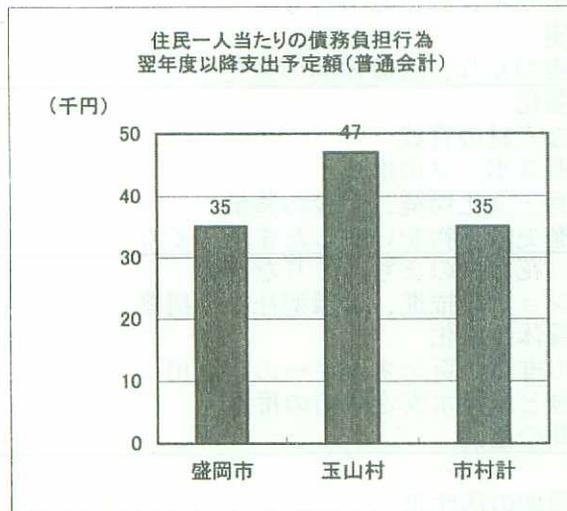
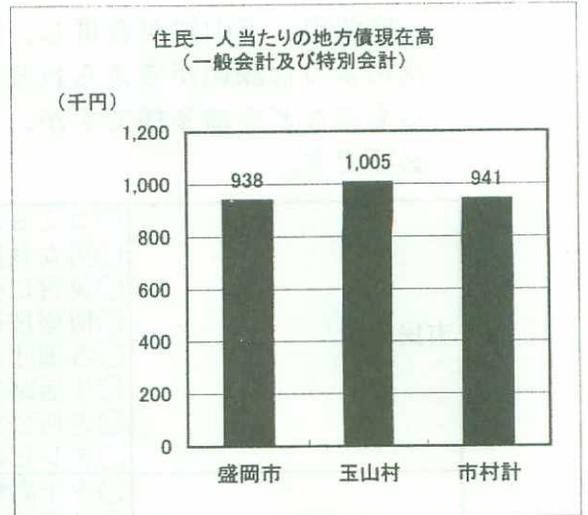
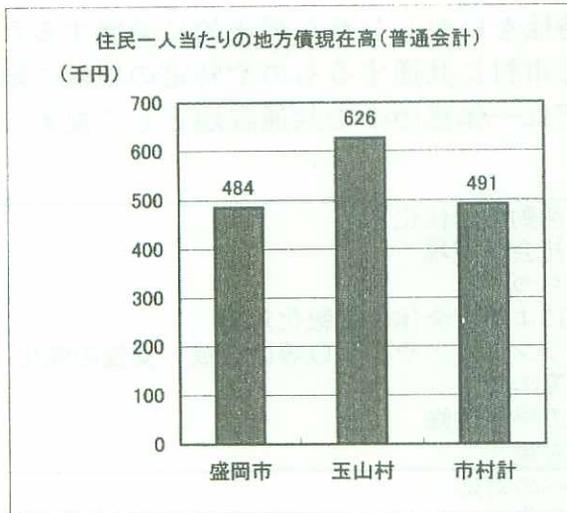
区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	964
玉山村	978



【参考】「将来にわたる財政負担」の比較対象とした会計

区 分		盛岡市	玉山村
一般会計		○	○
特別会計	下水道事業	○	○
	農業集落排水事業	○	○
	中央卸売市場	○	
	土地取得事業	○	
	水道事業	○	○
	病院事業	○	
	工業団地造成事業		○
	簡易水道事業		○

住民一人当たりの地方債残高などは、次のとおりです。  
 なお、端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。



### 3 地域づくりの課題

盛岡市、玉山村が合併し、地域特性をいかしながらか将来的に発展するためには次のような課題が考えられます。2市村に共通するものや特定の地域に限定されるものなど多種多様ですが、それぞれ一体感の中で共通課題として捉えた対策が必要です。

市民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ活動の活性化</li> <li>○男女共同参画社会の実現</li> <li>○災害に強いまちづくり</li> <li>○情報技術利用による市全体の情報化対策</li> <li>○各種団体・ボランティアやNPO等の育成・支援の強化</li> <li>○生活路線バス等の確保</li> <li>○老朽公共施設の早期改修</li> <li>○テレビ難視聴対策</li> </ul>
福祉・保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子高齢社会への対応</li> <li>○子育て支援の強化</li> <li>○ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>○地域福祉の充実</li> <li>○介護予防、健康づくり、医療体制の強化</li> </ul>
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域教育力の強化</li> <li>○国際感覚豊かな人材の育成</li> <li>○生涯学習、生涯スポーツの推進</li> <li>○人材を育む教育・文化環境、施設の整備</li> <li>○史跡の整備と歴史的人物をいかしたまちづくり</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境との共生（花と緑のまちづくりなど）</li> <li>○ゼロ・エミッションの推進、循環型社会の構築</li> <li>○市民参画の除雪体制強化</li> <li>○省エネルギーの推進、新エネルギーの利活用</li> <li>○確実な利水計画と水道水安定供給の推進</li> <li>○駅前生活核空間の整備</li> </ul>
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用の創出</li> <li>○各地区中心市街地の活性化</li> <li>○産学官連携による新技術開発や起業家支援</li> <li>○観光の振興と交流人口の拡大</li> <li>○企業誘致の推進</li> <li>○産業の担い手、後継者対策</li> <li>○農林業の振興</li> <li>○地場産業の振興</li> </ul>
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通渋滞の解消</li> <li>○公共交通機関の整備</li> <li>○下水道、浄化槽整備の推進</li> <li>○安全安心で暮らしやすい都市環境の整備</li> <li>○土地区画整理事業の推進</li> <li>○I G Rいわて銀河鉄道新駅設置、関連駅前整備</li> </ul>
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行財政構造改革</li> <li>○職員の資質向上</li> <li>○市民協働の実現、NPO等との連携</li> <li>○広域的な課題への対応</li> <li>○職員給与及び定員管理の適正化</li> <li>○行政機構の見直しと行政評価の充実</li> </ul>

## 第4章 新市の目指すべき将来像

### 1 新市の基本理念

新市の基本理念とは、盛岡市、玉山村の合併によって誕生する新市のまちづくりに対して、基本となる考え方です。2市村は、「人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市」、「詩情景観を活かした魅力あるむらづくり」などを将来都市像に掲げ、相互に機能を分担し合い、そして住民と協働しながらまちづくりを進めてきました。

新しい時代を迎え、人々の価値観が変化し、真にゆとりと豊かさが実感できる生活が求められている中、安心して生きがいのもてる質の高い地域の創造に向け、新市のまちづくりの基本理念を次のように定めます。

#### <新市のまちづくりの基本理念>

##### **【交流】**

人と人の信頼と思いやり、地域への誇りなどを共通の思いとし、多様な主体の参画により、新たな交流と協働を推進するまち

##### **【安心】**

全ての人々が安心して暮らすことができる地域社会を目指し、健康で生きがいの持てる人にやさしいまち

##### **【共生】**

豊かな自然環境や暮らし、伝統文化を後世に引き継ぐために、人と人、人と自然、人と地域が共生する潤いのあるまち

##### **【創造】**

既存産業の高度化や新産業の創出の支援をはじめ、商業・観光などの情報発信や農林業・工業の振興など、多くの人を引き付ける活力のある未来を創造するまち

## 2 新市の将来像

合併を契機とした本地域の新しい未来を創造し、都市地域と農山村地域が持つそれぞれの特性を最大限いかすまちづくりと新市の均衡ある発展の実現のため、基本理念に基づき、将来像を定めます。

### (1) 人・もの・情報が交流するまちづくり

高速幹線交通網の結節点として、人・もの・情報の交流を積極的に推進するとともに、地域に住み、地域で活動する人々が協働して、いつまでも住み続けられる北東北をリードする拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

### (2) 住む人の信頼と共感が支える安心して暮らせるまちづくり

自発的かつ自立的な地域づくりが展開される地域社会を構築し、地域の人々が互いに支え合う、誰もが住みたくなる故郷の創造と地域の将来を担う子供たちに安心して引き継ぐことができる社会の実現を目指し、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### (3) 自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくり

快適で美しい都市景観と豊かな自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めるとともに、自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくりを進めます。環境にやさしい新エネルギーの導入や循環型農業の構築などを実施するとともに、恵まれた歴史や文化などの地域資源をいかした観光拠点づくりを進めます。

### (4) にぎわいと活力を創造するまちづくり

多くの人を引き付ける元気なまちづくりに向け、高度な都市機能の集積を進めるとともに、魅力のある資源をいかし、地域産業の育成、農林業の振興、広域観光の推進、雇用の場の創出など、産・学・官の連携により、にぎわいと活力を創造するまちを目指します。

<新市将来像>

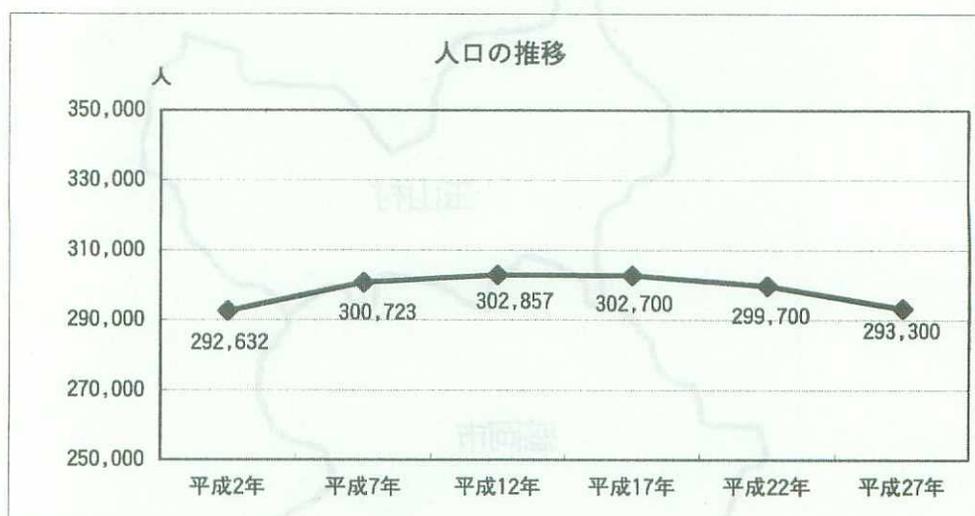
活力に満ち、詩情あふれる新県都



### 3 将来人口

新市の将来人口は、平成12年の302,857人をピークとして減少に転じるものと予想され、平成27年の人口は293,300人と推計されます。

年齢3区分の人口では、14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減少していきませんが、老年人口は大きく増加し、平成12年の国勢調査で16.0%だった老年人口の比率は、平成27年には23.8%まで増加するものと見込まれます。



※平成17年以降の人口は、コーホート要因法により市村別に推計のうえ合計した。

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	292,632	300,723	302,857	302,700	299,700	293,300
0歳～14歳	56,718	52,092	46,159	42,813	39,740	36,496
	19.4	17.3	15.2	14.1	13.3	12.4
15歳～64歳	204,943	209,262	208,171	205,233	198,841	187,012
	70.0	69.6	68.7	67.8	66.3	63.8
65歳以上	30,826	39,341	48,469	54,654	61,119	69,792
	10.5	13.1	16.0	18.1	20.4	23.8

## 4 土地利用の構想

姫神山に代表される北上高地や北上川流域を中心に広がる田園地帯、中心市街地の賑わい、新しい市街地の形成など、多様な地形や豊かな自然と都市機能が調和する新市の特性を踏まえ、共通した地域の性格ごとに「都市ゾーン」、「田園居住ゾーン」、「自然涵養ゾーン」の3つのゾーンを設定し、新市の均衡ある発展のために相互の連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

### (1) 都市ゾーン

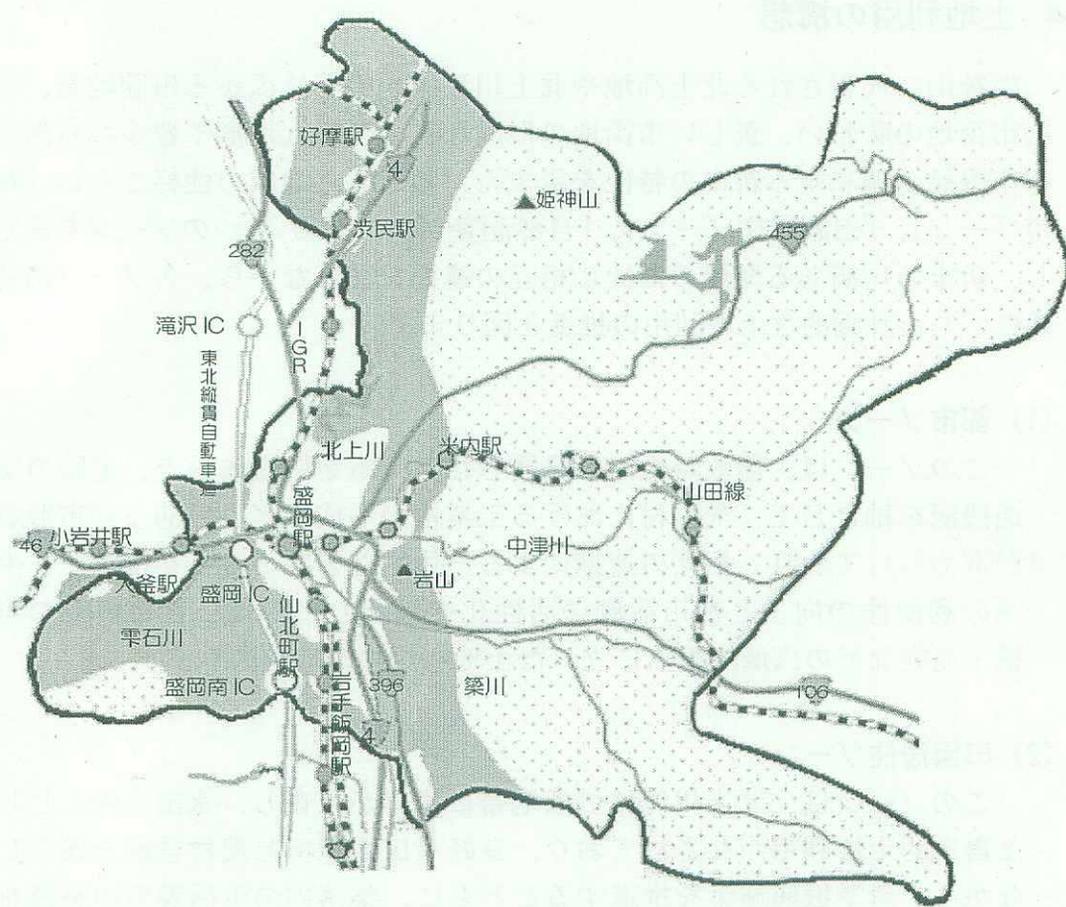
このゾーンは、藩政時代から発展した盛岡市を中心に鉄道、道路の交通機能を軸として、玉山村における工業地の形成など特色ある都市形成が進められており、相互の連携による一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性の向上と都市活動の活性化を図るとともに、都市機能の集積・充実などの広域的視点に立った土地利用の推進を図ります。

### (2) 田園居住ゾーン

このゾーンは、北上川流域の低地帯に集落が点在し、水田を中心とした農業的土地利用がなされており、良好な田園環境と農村景観を保全しながら、農業振興施策を推進するとともに、集落内の生活環境の整備を図りながら、優良農地の保全と適正な土地利用を図ります。

### (3) 自然涵養ゾーン

このゾーンは、東側は中山間地域と北上高地、西側は里山地域などで構成される自然豊かな地域で、公益的な土地利用が図られる公園、果樹園、採草放牧地などの農用地や、人工林と天然林が混在する森林地帯からなっています。水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として、自然とのふれあい、心と体の健康など、森林の保全と自然のもつ機能の活用を図る適正な土地利用を進めます。



都市ゾーン

田園居住ゾーン

自然涵養ゾーン

## 5 地域別整備の方向

新市のまちづくりは、2市村がそれぞれの地域特性をいかし、都市基盤の整備、地域に根ざした産業の振興、広域観光の促進をはじめ、保健医療・福祉の充実、自然環境の保全など各分野にわたる多様な機能を分担しながら、総合的かつ一体的に取り組を進めるとともに、2市村がこれまで力を入れてきた地域づくりの取り組みをいかすため、次のような地域別整備の方向を定めます。

### 盛岡市

産業・業務機能が集積する新市の中心地区を形成するとともに、北東北の玄関口として広域的交流拠点機能の集積を図ります。

中心市街地においては、「歩いて楽しめるまち空間」を創出し、中心市街地の活性化や、「まちなか観光」の促進を図ります。

また、消費者志向の都市型農業を展開するとともに、東部中山間地における定住化と都市との交流を促進します。

### 玉山村

新市の北部の拠点として、駅周辺地区の都市基盤整備により定住人口の増加を図るとともに、高度技術集積型産業の導入拠点として、交通アクセスや地価などの優れた立地条件をもつ盛岡工業団地等への企業誘致を推進します。

また、畜産廃棄物処理施設の整備等による循環型農業の確立や魅力あふれる観光資源を活用した広域観光の促進を図ります。

基本理念

交流・安心・共生・創造

新市の将来像

活気に満ち、詩情あふれる新県都

人・もの・情報が交流するまちづくり

住む人の信頼と共感が支える安心して暮らせるまちづくり

自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくり

にぎわいと活力を創造するまちづくり

主要施策

個別施策

1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

- ①コミュニティ活動の推進
- ②男女共同参画社会の形成
- ③情報通信機能の整備
- ④消防・防災体制の強化
- ⑤交通安全・防犯対策の推進

2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

- ①保健医療の充実
- ②福祉の充実
- ③環境衛生の充実

3 未来を築く心豊かな人材の育成

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習環境の整備
- ③社会教育の充実
- ④生涯スポーツの振興
- ⑤文化の振興
- ⑥国際交流の推進

4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

- ①住宅・宅地の供給
- ②公園・緑地等の整備
- ③廃棄物の抑制と適正処理
- ④環境との共生
- ⑤景観の保全と創出

5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

- ①商業・サービス業の振興
- ②観光の振興
- ③工業の振興
- ④農林業の振興
- ⑤新規創業の支援
- ⑥雇用の創出

6 多様な交流を支える都市基盤の整備

- ①市街地の整備
- ②交通基盤の整備
- ③上・下水道の整備

7 健全な行財政運営と自治能力の向上

- ①自治能力の向上
- ②地方分権に対応した行財政運営の推進
- ③市民と行政の協働のまちづくりの推進
- ④広域連携の推進

## 第5章 分野別施策の概要

### 1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

これまで地域住民が自主的・自発的に取り組んできたコミュニティ活動の促進に努めます。

男女が個人として等しく尊重され、その個性と能力、経験をいかせる男女共同参画社会の形成に努めます。

今日のIT技術の急速な発展に伴い、高度情報化に対応したサービスや施設の整備を図ります。

市民の安全や安心感を確保するため、より高度な災害対策や安全対策などを進めます。

#### (1) コミュニティ活動の推進

都市化の進展に伴い、地域社会において地域住民の連帯意識が欠如するなど、人間関係が希薄になってきたといわれている中で、自分たちの社会を快適で住みよいまちにしようというコミュニティ活動の役割はきわめて重要であることから、地域住民によるコミュニティ活動の促進に努めます。

#### (2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女の役割分担の認識を改め、男女が様々な活動の場において共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる地域の実現を図ります。

#### (3) 情報通信機能の整備

新市の広域化に充分対応できる市民サービス向上のための情報システムや光ファイバーなど情報通信基盤の整備を促進するとともに、公共施設のネットワーク化や申請・届出のオンライン化、ホームページを利用しての行政情報提供など行政の情報化を推進します。

#### (4) 消防・防災体制の強化

市民の安全を守るため、情報通信機能を活用した迅速な災害への対応や消防力と救急救助の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の活動を促進し、防火・防災体制の整備を図ります。また、市民に対する防火防災意識の啓発を図るとともに、事業所等に防火指導を徹底します。

#### (5) 交通安全・防犯対策の推進

安全な道路環境の整備や幼児・高齢者・障害者等に対する交通安全対策の充実、交通安全思想の普及等に努めるとともに、関係団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主要事業】

一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

個別施策	事業名	事業主体	区域
情報通信機能の整備	※証明書自動交付機設置事業	新市	玉山
	※高度情報化推進事業	新市	盛岡、玉山
	※移動通信用鉄塔整備事業	新市	玉山
消防・防災体制の強化	※消防施設整備事業	新市	盛岡、玉山
	都市基盤河川改修事業	新市	盛岡
	準用河川改修事業	新市	玉山
	築川ダム建設事業	県	盛岡
	統合河川整備事業	県	盛岡
	基幹河川改修事業	県	盛岡
	県単河川改良事業	県	玉山
	砂防事業	県	盛岡
交通安全・防犯対策の推進	市道除排雪事業（小型除雪機の貸出等）	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

## 2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

次代を担う子どもから高齢者まで、すべての人々が相互に助け合い、住みなれた地域で安心して暮らし、そして幸せを実感できるよう、保健医療・福祉の一体的な連携により、元気で活力に満ちあふれた都市づくりを推進します。

また、子どもを健やかに産み育てることができるよう、家庭・地域・行政が一体となって、子育てに安心と夢を持ち続けることができる環境づくり、高齢者や障害者の介護・自立支援や生きがい対策など総合的かつ有機的な福祉施策を推進します。

### (1) 保健医療の充実

「自分の健康は自ら守り育てる」という自己管理意識の高揚を図るとともに、健康教育・各種検診等の充実や保健施設の計画的な整備により健康づくりを推進します。

また、県内医療の中核地域として、良質で最新の医療サービスを効率よく提供することにより、高度化・多様化する医療需要に適切に対応していきます。

### (2) 福祉の充実

高齢者や障害者などへの福祉サービスの提供や福祉ボランティアの育成・支援の実施、ユニバーサルデザインのまちの実現など、市民一人ひとりの心がかよあい、誰もが楽しく暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに、子育てを支援する保育施設の整備や保育サービスなどの充実に努め、子どもの健全な成長を支えます。

### (3) 環境衛生の充実

清潔で快適なまちづくりを目指し、地域における美化活動を推進します。また、火葬施設の老朽化や将来の火葬需要等に対応していくため、関係自治体との連携等を図り、火葬施設の再整備を進めます。

【主要事業】

健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

個別施策	事業名	事業主体	区域
保健医療の充実	※保健所設置事業	新市	盛岡、玉山
	健康教育事業	新市	盛岡、玉山
	健康診査事業	新市	盛岡、玉山
	乳幼児健康診査事業	新市	盛岡、玉山
	救急医療対策事業	新市	盛岡、玉山
福祉の充実	地域福祉推進事業	新市	盛岡、玉山
	母子通園事業	新市	盛岡、玉山
	在宅介護支援センター運営事業	新市	盛岡、玉山
	老人クラブ活動促進事業	新市	盛岡、玉山
	地域子育て支援センター事業	新市	盛岡、玉山
	特別保育事業	新市	盛岡、玉山
	盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業	新市	盛岡
環境衛生の充実	※火葬場・斎場整備事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

### 3 未来を築く心豊かな人材の育成

学校、家庭、地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進める中で、一人ひとりの個性尊重を基本とし、健全な社会性と豊かな人間性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。

地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てるとともに、市民の誰もが生涯を通じ、学びながら成長できるよう生涯学習の環境整備を進めます。

地域固有の資源の再発見するとともに、先人が築いた文化を大切に、地域の文化を継承して、郷土を愛する人づくりを目指します。

国際社会の進展に対応するため、国際理解の推進や関係団体の支援・連携などを通じて国際交流の推進を図り、世界に開かれた広い視野をもつ市民意識の醸成と人材の育成に努めます。

#### (1) 学校教育の充実

学校施設・給食施設の整備充実や国際理解教育、環境学習、体験学習、情報化教育の充実など、時代の要請に対応した子どもたちの個性や生きる力を育む教育を推進します。

また、家庭、地域との協働による教育や開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

#### (2) 生涯学習環境の整備

誰もが生涯を通じて学ぶことができるよう、社会教育施設、学校や民間・高等教育機関も含めた生涯学習のネットワーク化を図るとともに、学習情報の提供や相談体制を整備するなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。

#### (3) 社会教育の充実

地域の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実を図るとともに、現代における社会的な課題に対応するため、学習機会を提供します。

また、学校、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら、家庭教育の支援や社会参加活動の充実など青少年の健全育成に努めます。

#### (4) 生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたって体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、学校体育施設を含めたスポーツ・レクリエーション施設の充実に努め、指導者の育成や多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。

また、人材育成や市民活動グループに対する支援を行うなど、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。

#### (5) 文化の振興

芸術文化活動の推進と奨励を図るとともに、郷土芸能を保存・継承し、後継者の育成に努めます。また、郷土にゆかりのある先人の業績について顕彰するとともに、歴史文化遺産の保護と活用、継承に努めます。

#### (6) 国際交流の推進

国際化社会に対応できる豊かな人材を育成するため、外国人講師の招へいを継続するとともに、外国人や外国文化とふれあう環境づくりに努め、豊かな国際感覚を身につけることや相互理解の促進を図ります。

【主要事業】

未来を築く心豊かな人材の育成

個別施策	事業名	事業主体	区域
学校教育の充実	※小学校整備事業	新市	盛岡、玉山
	※中学校整備事業	新市	盛岡、玉山
	※学校給食センター施設・設備更新事業	新市	盛岡、玉山
	※学校プール整備事業	新市	盛岡、玉山
生涯学習環境の整備	生涯学習推進事業	新市	盛岡、玉山
	学習機会の提供事業	新市	盛岡、玉山
社会教育の推進	※公民館建設事業	新市	盛岡、玉山
	自治公民館助成事業	新市	盛岡、玉山
	地区集会施設整備事業	新市	玉山
生涯スポーツの振興	生涯スポーツ推進事業	新市	盛岡、玉山
	※社会教育施設整備事業	新市	玉山
	※運動公園整備事業	新市	玉山
文化の振興	芸術文化活動振興事業	新市	盛岡、玉山
	文化財保護事業	新市	盛岡、玉山
	遺跡の広場ネットワーク整備事業	新市	盛岡、玉山
	※歴史民俗資料館建設事業	新市	玉山
国際交流の推進	姉妹都市等国際交流事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

## 4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民が快適で安全な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を行います。  
また、自然環境との共生を図りながら、暮らしやすい居住環境を整備します。

### (1) 住宅・宅地の供給

民間や公的機関による宅地や住宅の供給を促進するとともに、良好な居住環境が確保されるよう適切な助言指導を行います。

また、老朽化した公営住宅の建替やリフォームを進めます。

### (2) 公園・緑地等の整備

公園・緑地等の整備や街路樹の植栽、商店街等におけるハンギングバスケットなど、花と緑のガーデン都市づくりを進めます。

### (3) 廃棄物の抑制と適正処理

市民や事業者と一体になって、ごみ減量の推進やリサイクルの促進など廃棄物の抑制に努めるとともに、廃棄物や生活排水の適正処理を行います。

### (4) 環境との共生

森林や水辺などの自然環境の保全や野生動植物の保護等を進めるとともに、自然保護意識の啓発、クリーンエネルギーの導入促進等により、自然環境との共生をめざしたまちづくりを進めます。

### (5) 景観の保全と創出

周辺の山並みや河川などの自然環境との調和や、ゆとりある道路空間の形成、諸制度を活用した建築デザインの誘導等により、良好な景観の保全と望ましい景観の創出を図ります。

【主要事業】

環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
住宅・宅地の供給	※公営住宅整備事業	新市	玉山
公園・緑地等の整備	花と緑のガーデン都市づくり事業	新市	盛岡、玉山
	※公園整備事業	新市	玉山
廃棄物の抑制と適正処理	※廃棄物処分場整備事業	新市	玉山
環境との共生	自然環境調査事業	新市	盛岡、玉山
景観の保全と創出	都市景観形成建築指導事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

## 5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

豊かで活力あるまちとして、安定した市民生活の基盤となる産業の振興を図ります。

高速交通の結節点としての優位性や広大な市域等を有する地域特性、地域に蓄積されている資源・人材等をいかしながら、各分野の産業の発展に努め、支えあう産業構造の構築を図ります。

また、地場産業の振興を図るとともに、中小企業の経営基盤の強化に努めるほか、新規創業の支援や企業誘致を推進し、雇用の確保を図ります。

### (1) 商業・サービス業の振興

消費者の様々なニーズに対応した商品やサービスを提供する中心市街地と各地の生活やコミュニティ活動を支える商店街や個店の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、高い交通の連結性等の特性をいかし、流通・卸機能の一層の振興を図るとともに、多種多様なニーズに対応するサービス業や都市型産業の育成を進めます。

### (2) 観光の振興

高速交通の結節点としての特性をいかしながら、広域的観光の推進に努めるとともに、自然や歴史・文化、石川啄木をはじめとするゆかりの人物、伝統工芸品や食などの特産品を活用した観光地づくりを推進します。まちなかと外山、岩洞湖、渋民、つなぎ温泉等を結ぶなど、市内や広域の新しい観光ルートを設定し、観光客の誘致を図ります。

また、物産や伝統工芸品の振興と歴史文化や自然資源などの掘り起こしにより、地域ブランドの確立を図ります。

### (3) 工業の振興

試験研究機関、大学、企業等の豊富な産業資源の活用や産学官、異業種間の連携を推進し、新商品やデザイン・技術開発を促進するとともに、新分野の開拓や新しい産業の創出を推進します。

また、盛岡南新都市への研究開発型企業の立地を図るほか、盛岡工業団地等に貸工場など施設整備を行い、企業誘致や工場等の集団化などを促進するとともに、情報産業やデザイン業などの高付加価値型産業の育成と誘致を図ります。経営規模の小さな企業に対しては、融資・診断指導などにより経営基盤の強化を図ります。

### (4) 農林業の振興

生産基盤の整備や生産性の向上、経営規模の拡大など競争力のある農業の振興を図るとともに、後継者等の確保に努めます。

米、果樹、野菜、肉牛等の農畜産物のブランド化などにより競争力のある産地形成を図るほか、地産地消や産直施設の拡充、農村交流センターの設置など

生産者・消費者の多様な交流を促進します。

また、畜産廃棄物処理施設を配置して循環型農業を展開するとともに、農産物の直売、加工、伝統料理の提供などを行うアグリビジネスを支援して雇用の創出を図るほか、中山間地域における耕作放棄の防止や活性化を推進するとともに、グリーン・ツーリズムを促進します。

さらに、持続可能な森林経営と、木材の生産をはじめとして、水源の涵養、治山治水、保健休養など、森林の多様な働きを永続的なものとするため、森林の適正管理を推進するとともに、地域産木材の需要拡大や流通体制の整備の促進を図ります。

#### (5) 新規創業の支援

産業支援センターによる高付加価値型産業の起業支援など、研究開発から事業化までの一貫した支援体制を構築し、ベンチャー企業や中小企業の新事業の創出や新規創業に資する環境の整備を図ります。

#### (6) 雇用の創出

地元企業の振興や新規創業の支援、企業誘致等により、広く市民の就業ニーズに対応した雇用の確保に努めるとともに、技術革新など雇用環境の変化に対応するため職業訓練等の能力開発を促進します。

【主要事業】

豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

個別施策	事業名	事業主体	区域
商業・サービス業の振興	※商店街リフレッシュ事業	新市	盛岡、玉山
	※個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業	新市	盛岡、玉山
観光の振興	※啄木の郷観光ルート整備事業	新市	盛岡、玉山
	※岩洞湖家族旅行村木歩道整備事業	新市	玉山
	盛岡ブランド普及促進事業	新市	盛岡、玉山
	※桜の里整備事業	新市	玉山
	※道の駅設置事業	新市	玉山
工業の振興	※産業クラスター推進事業 (産学官連携新産業創出事業)	新市	盛岡
	※ものづくり産業推進事業	新市	玉山
農林業の振興	※農村交流センター整備事業	新市	盛岡、玉山
	※市産材利用拡大推進事業	新市	盛岡、玉山
	森林適正管理推進事業	新市	盛岡、玉山
	市有林造成事業	新市	盛岡、玉山
	※団体営基盤整備促進事業	新市	玉山
	※有機物資源活用センター整備事業	新市	玉山
	※有機物資源活用促進事業	新市	玉山
	※排水対策特別事業	県	玉山
	※県営ため池等整備事業	県	玉山
	※県営かんがい排水事業	県	玉山
	広域農道整備事業	県	盛岡
※農免道整備事業	県	盛岡、玉山	
新規創業の支援	※産業クラスター推進事業 (「サイエンスゆいとびあ」企業立地促進事業)	新市	盛岡
	※産業クラスター推進事業(再掲) (産学官連携新産業創出事業)	新市	盛岡
雇用の創出	※産業クラスター推進事業(再掲) (「サイエンスゆいとびあ」企業立地促進事業)	新市	盛岡

※は新規事業

## 6 多様な交流を支える都市基盤の整備

人・もの・情報の交流が活発に行われる北東北の交流拠点の形成をめざして、都市の基盤整備を行います。

また、都市機能の集積と生活拠点の機能を充実するため、市街地を整備するとともに、道路網整備など円滑な交通基盤の確立を図ります。

### (1) 市街地の整備

I GRいわて銀河鉄道(株)渋民駅、好摩駅周辺など核となる地区の整備を進めるとともに、新市の中心地区において魅力ある職・住環境を整備するため、既存市街地の再整備や盛岡駅西口、盛岡南地区等の整備を行います。

### (2) 交通基盤の整備

国道や県道など広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の整備を行い、円滑な交通を確保する道路網の構築を図ります。

バス交通網の再編や鉄道新駅の設置など公共交通網の整備を促進します。

### (3) 上・下水道の整備

水道については、安定した給水体制の確保に努め、未給水地域の解消を図るとともに、水源涵養林の育成など水源の保全を図ります。

下水道については、公共下水道や農業集落排水の整備を進めるとともに、公共下水道の早期整備が難しい地区などにおいて浄化槽の普及促進を図ります。

【主要事業】

多様な交流を支える都市基盤の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
市街地の整備	盛岡南地区都市開発整備事業	新市・都市再生機構	盛岡
	盛岡駅西口地区整備事業	新市	盛岡
	都市計画マスタープラン策定事業	新市	盛岡、玉山
	※波民駅北地区土地区画整理事業	新市	玉山
	※野中地区土地区画整理事業	新市	玉山
交通基盤の整備	バス利用促進対策事業	新市	盛岡、玉山
	※広域圏道路整備事業	新市	盛岡
	※都市計画道路整備事業	新市	盛岡、玉山
	※厨川駅地下自由通路及び西口整備事業	新市	盛岡
	※I G R下田駅設置事業	新市	玉山
	※道路整備事業	新市	玉山
	橋りょう整備事業	新市	玉山
	※I G R好摩駅周辺整備事業	新市	玉山
	地区計画道路整備事業	新市	玉山
	道路改築事業	県	盛岡
	緊急地方道路整備事業	県	盛岡
	一般国道電線共同溝整備事業	県	盛岡
	主要地方道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	一般県道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	地方特定道路整備事業	県	盛岡
	一般県道地方道路交付金事業	県	玉山
上・下水道の整備	※水道等整備事業（川又地区）	新市	玉山
	水道未普及地域解消事業	新市	玉山
	公共下水道整備事業	新市	盛岡、玉山
	浄化槽整備事業	新市	盛岡、玉山
	北上川上流流域下水道事業	県	盛岡、玉山

※は新規事業

## 7 健全な行財政運営と自治能力の向上

これまで述べてきた施策を推進するためには、行財政基盤の確立や市民と行政のパートナーシップが大事になってきます。

そのため、行財政運営の効率化や行政情報の積極的な提供を進め、市民の参画による協働のまちづくりを進めます。

また、市民の多様で高度なニーズに対応し、個性豊かな地域づくりが行われるよう、健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進します。

### (1) 自治能力の向上

より多くの事務を担うことができる中核市に移行することにより、行財政の効率化に努めながら、住民にもっとも身近な行政として、多様化するニーズに的確に対応できるよう自治能力の向上に努めます。

### (2) 地方分権に対応した行財政運営の推進

行政需要の多様化・高度化や地方分権に的確に対応していくため、行政組織の改善や行政評価システムの充実など事務事業の効率化を推進するとともに、職員の資質向上に努めます。

また、財政面では、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、各分野にわたる経費の節減や自主財源の確保に努め、事業の費用対効果等を勘案しながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

### (3) 市民と行政の協働のまちづくりの推進

市民と行政の新たなパートナーシップの確立のもとに、協働のまちづくりを進めます。そのため、情報公開制度の円滑な運用や外部監査の実施、広報・広聴活動の充実等により行政の透明性の確保を図るとともに、様々な機会を通じ行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供を行います。

また、新市における各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画や民間参入を積極的に推進するとともに、多様な住民団体やボランティア、NPO活動の促進と連携に努めます。

### (4) 広域連携の推進

県都として、また、新市の枠組みを越えた北東北の交流拠点都市という広い視野から、広域的な連携を図りながら、圏域はもとより県全体にその効果を波及させるよう牽引的な役割を果たします。

【主要事業】

健全な行財政運営と自治能力の向上

個別施策	事業名	事業主体
地方分権に対応した行財政運営の推進	行財政構造改革プログラムの推進	新市
	人材育成基本方針の実施	新市
	定員管理適正化事業	新市
	行政評価	新市
市民と行政の協働のまちづくりの推進	各種審議団体委員等公募制度	新市
	NPOの育成支援	新市

## 第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、急激な変化により住民生活に影響が出ることのないよう利便性に配慮しながら、地域特性や地域間のバランス、財政事情等を考慮して、計画的に統合や整備を進め適正配置を図ります。

また、施設の配置に当っては既存施設の活用に努めるほか、必要に応じて PFI 手法の導入や指定管理者制度の活用を図るなど、適正かつ効率的な施設の整備と管理運営を進めます。

## 第7章 財政計画

### 1 財政計画の基本条件

#### (1) 計画の目的

新市建設計画は、新市の一体性の確立と均衡ある発展、住民の福祉の向上等に配慮しながら策定するものです。そのためには、現時点で想定される一定の条件のもとで将来の財政状況を推計し、その傾向や財政運営の目安となる大枠を見極めておく必要があります。この財政計画は、将来の財政状況を試算し、新市の健全な財政運営に資することを目的として作成するものです。

#### (2) 計画作成の考え方

作成にあたっては、現行の財政制度を基本とし、歳入歳出の費目ごとに、過去の実績や経済情勢、人口推計などを勘案することとします。

また、主要事業、行政サービス・事務事業調整方針による財政への影響や合併に伴う削減経費、国・県による財政支援などを反映させますが、今後の国の指針や景気の動向など様々な要素により変化する可能性があります。

なお、中核市に移行することにより、権限移譲等による新たな財政需要が発生することになりますが、これに伴う財源としては地方交付税の増額が見込まれます。この計画では、中核市移行に伴う新たな財政需要と地方交付税の増額分が同額であると仮定し、これらを見込まない推計としています。

#### (3) 計画の期間

新市建設計画は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を基本としていますが、本財政計画は新市建設計画の期間終了後の財政状況についても見通しを示す必要があることから、さらに 5 年後の平成 32 年度までの 15 年間を計画期間とします。

#### (4) 計画の範囲

本財政計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

## 2 歳入及び歳出の推計条件

### 〔歳入〕

#### (1) 税等

地方税や地方譲与税等については、過去の実績推移や平成16年度の見込額、国の経済指標、合併協議会による調整方針等をふまえ推計しています。

#### (2) 地方交付税等

現行制度に基づき、普通交付税における算定の特例（合併算定替）等を考慮し推計しています。また、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置や合併に係る臨時的経費に対する合併補正などの財政支援措置を見込んでいます。

#### (3) 国庫支出金・県支出金

過去の実績を基に、扶助費や普通建設事業費の増減や国の動向等をふまえ、推計しています。また、合併に伴う国・県の補助金等を見込んでいます。

#### (4) 地方債

通常の普通建設事業に伴う地方債の発行分と、合併まちづくり事業に伴う合併特例債の発行分を見込んでいます。

#### (5) その他

分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等については、過去の実績や今後の経済情勢等、調整方針に基づく影響額を見込んでいます。

## 〔歳出〕

### (1) 人件費

合併による特別職、議会議員等定数の減による影響を見込んでいます。  
また、一般職員については、合併による管理部門の職員の削減を行うものとして、推計しています。

### (2) 扶助費

少子高齢化の影響や過去の実績等をふまえ、生活保護事務の移譲等に伴う影響を見込んでいます。また、調整方針に基づく影響額を見込んでいます。

### (3) 公債費

旧市村の平成16年度発行地方債までの今後の償還見込みに、新市における合併特例債等、地方債に係る年度ごとの償還額を試算し推計しています。

### (4) 投資的経費

現行の補助、地方債制度を基本に、新市建設計画の主要事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

### (5) その他

物件費、維持補修費、補助費等、投資・出資・貸付金等を過去の実績や今後の経済情勢等をふまえて推計しています。

### 3 歳入及び歳出の推移

(単位:百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	税 等	45,526	46,293	47,297	46,895	47,668	48,264	47,680	48,359	48,643	47,933
	地方交付税等	16,029	18,204	16,636	16,396	15,386	14,253	14,033	13,148	12,338	12,057
	国・県支出金	15,666	16,478	16,293	15,623	15,892	16,380	17,092	17,218	16,983	17,178
	地 方 債	8,870	6,959	6,893	5,688	5,501	4,925	5,590	5,554	4,733	4,970
	そ の 他	8,951	8,345	7,831	7,606	7,359	7,233	7,252	7,458	7,650	7,573
	計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710
歳出	義務的経費	49,595	49,465	50,079	51,063	50,946	51,037	50,780	49,975	49,429	49,074
	人件費	17,191	17,144	17,021	17,294	16,709	16,734	16,968	16,470	16,793	17,030
	扶助費	16,610	17,308	18,094	18,437	18,788	19,146	19,512	19,884	20,263	20,651
	公債費	15,794	15,013	14,964	15,332	15,449	15,158	14,300	13,621	12,373	11,393
	投資的経費	13,054	14,834	13,648	10,698	10,442	10,250	11,428	12,200	10,873	11,111
	そ の 他	32,393	31,981	31,223	30,447	30,419	29,767	29,438	29,561	30,044	29,525
	計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710

(単位:百万円)

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳入	税 等	48,269	48,400	47,715	48,029	48,275	474,558	715,246
	地方交付税等	11,386	10,547	10,463	9,495	8,668	148,480	199,038
	国・県支出金	17,598	17,819	18,043	18,324	18,534	164,803	255,120
	地 方 債	5,318	5,320	5,323	5,326	5,330	59,682	86,299
	そ の 他	7,572	7,600	7,557	7,628	7,765	77,256	115,378
	計	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082
歳出	義務的経費	47,784	47,379	46,254	45,822	45,767	501,443	734,451
	人件費	16,197	16,212	15,665	15,703	15,832	169,353	248,963
	扶助費	21,046	21,450	21,861	22,281	22,708	188,693	298,039
	公債費	10,541	9,717	8,728	7,838	7,227	143,397	187,449
	投資的経費	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	118,538	181,568
	そ の 他	29,753	29,701	30,241	30,373	30,199	304,798	455,064
	計	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082

※ この計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

【参考資料】

◎ 合併効果額

1 歳入

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
2市村・単独																	
税等	45,532	46,299	47,302	46,900	47,674	48,218	47,634	48,314	48,598	47,888	48,224	48,354	47,670	47,983	48,230	474,359	714,820
地方交付税等	15,193	17,400	15,874	15,593	14,461	13,510	13,185	12,211	11,373	11,012	10,332	9,522	9,425	8,515	7,728	139,812	185,334
国・県支出金	15,041	15,660	15,664	15,440	15,599	15,941	16,177	16,660	16,771	17,098	17,518	17,739	17,964	18,244	18,455	160,052	249,972
地方債	7,926	5,154	4,819	4,146	3,831	3,902	3,984	4,684	4,424	4,752	5,318	5,320	5,323	5,326	5,330	47,621	74,239
その他	8,935	8,330	7,810	7,585	7,339	7,213	7,232	7,353	7,435	7,446	7,552	7,540	7,537	7,607	7,745	76,676	114,656
合計	92,627	92,842	91,470	89,664	88,903	88,783	88,212	89,221	88,601	88,196	88,944	88,476	87,918	87,676	87,487	898,520	1,339,021

※ 「2市村・単独」は、盛岡市と玉山村がそれぞれ単独で存続するものとして推計した15年間の財政計画を合算したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
2市村・合併																	
税等	45,526	46,293	47,297	46,895	47,668	48,264	47,680	48,359	48,643	47,933	48,269	48,400	47,715	48,029	48,275	474,558	715,246
地方交付税等	16,029	18,204	16,636	16,396	15,386	14,253	14,033	13,148	12,338	12,057	11,386	10,547	10,463	9,495	8,668	148,480	199,038
国・県支出金	15,666	16,478	16,293	15,623	15,892	16,380	17,092	17,218	16,983	17,178	17,598	17,819	18,043	18,324	18,534	164,803	255,120
地方債	8,870	6,959	6,893	5,688	5,501	4,925	5,590	5,554	4,733	4,970	5,318	5,320	5,323	5,326	5,330	59,682	86,299
その他	8,951	8,345	7,831	7,606	7,359	7,233	7,252	7,458	7,650	7,573	7,572	7,600	7,557	7,628	7,765	77,256	115,378
合計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082

※ 「2市村・合併」は、「2市村・単独」の財政計画に、下表の合併効果額を加減したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併効果額																	
税等	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	199	427
地方交付税等	836	805	762	803	925	743	847	937	965	1,045	1,054	1,025	1,038	980	940	8,668	13,704
国・県支出金	625	818	629	183	294	439	915	558	212	79	80	79	79	80	79	4,751	5,148
地方債	944	1,805	2,073	1,542	1,670	1,023	1,605	870	309	218	0	0	0	0	0	12,060	12,060
その他	15	15	20	20	20	20	20	105	215	127	20	60	20	20	20	580	722
合計	2,415	3,437	3,479	2,543	2,904	2,272	3,433	2,515	1,746	1,515	1,199	1,210	1,183	1,125	1,085	26,259	32,061

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

● 地方交付税の合併効果額内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
普通交付税																	
合併補正	323	323	323	323	323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,614	1,614
合併特例債	0	17	50	190	336	499	611	717	762	851	877	865	879	839	816	4,033	8,309
一本算定	231	274	244	237	213	194	186	170	153	145	131	115	113	94	78	2,048	2,579
生活保護費	54	54	53	53	53	50	50	50	50	49	46	46	46	46	45	516	745
特文																	
格差是正	228	137	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	456	456
合計	836	805	762	803	925	743	847	937	965	1,045	1,054	1,025	1,038	980	940	8,668	13,704

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

## 2 歳出

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32	
2市村・単独	義務的経費	49,625	49,514	49,879	50,671	50,518	50,299	49,965	48,907	48,181	47,810	46,674	46,220	45,169	44,775	44,822	495,369	723,027
	人件費	17,362	17,354	17,023	17,302	16,879	16,813	17,128	16,526	16,731	17,080	16,437	16,386	15,934	15,953	16,155	170,199	251,064
	扶助費	16,469	17,167	17,953	18,296	18,646	19,005	19,370	19,743	20,122	20,510	20,905	21,309	21,720	22,140	22,567	187,282	295,922
	公債費	15,794	14,993	14,903	15,073	14,992	14,481	13,466	12,639	11,327	10,220	9,332	8,525	7,515	6,682	6,100	137,888	176,042
	投資的経費	11,826	12,450	11,149	9,065	8,606	8,774	8,913	10,803	10,426	10,911	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	102,923	165,953
	その他	31,176	30,878	30,442	29,929	29,779	29,710	29,335	29,510	29,994	29,475	29,663	29,650	30,144	30,296	30,060	300,228	450,041
合計	92,627	92,842	91,470	89,664	88,903	88,783	88,212	89,221	88,601	88,196	88,944	88,476	87,918	87,676	87,487	898,520	1,339,021	

※ 「2市村・単独」は、盛岡市と玉山村がそれぞれ単独で存続するものとして推計した15年間の財政計画を合算したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32	
2市村・合併	義務的経費	49,595	49,465	50,079	51,063	50,946	51,037	50,780	49,975	49,429	49,074	47,784	47,379	46,254	45,822	45,767	501,443	734,451
	人件費	17,191	17,144	17,021	17,294	16,709	16,734	16,968	16,470	16,793	17,030	16,197	16,212	15,665	15,703	15,832	169,353	248,963
	扶助費	16,610	17,308	18,094	18,437	18,788	19,146	19,512	19,884	20,263	20,651	21,046	21,450	21,861	22,281	22,708	188,693	298,039
	公債費	15,794	15,013	14,964	15,332	15,449	15,158	14,300	13,621	12,373	11,393	10,541	9,717	8,728	7,838	7,227	143,397	187,449
	投資的経費	13,054	14,834	13,648	10,698	10,442	10,250	11,428	12,200	10,873	11,111	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	118,538	181,568
	その他	32,393	31,981	31,223	30,447	30,419	29,767	29,438	29,561	30,044	29,525	29,753	29,701	30,241	30,373	30,199	304,798	455,064
合計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082	

※ 「2市村・合併」は、「2市村・単独」の財政計画に、下表の合併効果額を加減したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32	
合併効果額	義務的経費	▲ 30	▲ 50	200	392	428	739	815	1,068	1,249	1,264	1,110	1,160	1,086	1,048	946	6,074	11,423
	人件費	▲ 172	▲ 211	▲ 2	▲ 8	▲ 170	▲ 79	▲ 160	▲ 56	61	▲ 50	▲ 240	▲ 174	▲ 268	▲ 250	▲ 322	▲ 846	▲ 2,101
	扶助費	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	1,411	2,117
	公債費	0	20	61	259	457	677	834	983	1,046	1,173	1,209	1,192	1,213	1,156	1,127	5,509	11,407
	投資的経費	1,228	2,384	2,498	1,633	1,836	1,476	2,515	1,397	447	200	0	0	0	0	0	15,615	15,615
	その他	1,217	1,103	781	518	640	57	103	51	50	51	89	51	97	77	139	4,569	5,023
合計	2,415	3,437	3,479	2,543	2,904	2,272	3,433	2,515	1,746	1,515	1,199	1,210	1,183	1,125	1,085	26,259	32,061	

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

## 4 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果

2市村の合併による財政上の効果としては、人件費の削減などに伴う歳出の減や国・県からの補助金などの財政支援、合併特例債の活用によるものがあります。

### (1) 合併による効果

#### ① 三役等特別職人件費の削減

平成16年4月現在の2市村の特別職（三役及び教育長）の合計は8人ですが、合併後の特別職の人数を4人とした場合、4人の減少となり、人件費の削減が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後		15年間削減効果
	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	
三役等特別職	8	112,841	4	62,513	5億7,900万円

注:合併後の給与総額は、盛岡市の現在の給与額で試算しています。給与総額には、共済組合負担金、退職手当組合負担金を含みます。

#### ② 議会議員人件費の削減

2市村の議員数は、現在57人ですが、合併後1年4カ月間は議員在任特例を適用し、その後議員数を42人（法定上限数46人）とし、15人の減となります。報酬等の額は平成20年度以降、年額約2,200万円の減額が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後				15年間削減効果
	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	在任特例期間		在任特例期間経過後		
			人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	
議員	57	493,308	57	492,242	42	462,384	3億7,500万円

注:在任特例期間は玉山村の議員については、現行の224,000円で、合併後の報酬総額は、盛岡市の現在の報酬額で、積算しています。報酬総額には、議員共済会給付費負担金を含みます。合併の時期を平成18年1月10日とし、在任特例の期間は盛岡市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとしています。

### ③ 一般職員人件費の削減

2市村の合併により総務・企画・管理部門等の一本化が図られ、職員の削減が見込まれます。新市財政計画では平成4年の都南村との合併などを参考に総務・管理部門を中心に45人の減、生活保護や建築確認申請事務など新たな行政需要に対応し18人の増加を見込み、全体で27人の削減を見込んでいます。

区分	基準年度 人数 (人)	削減数		合併後15年 人数 (人)	15年間削減効果 (合併による27人の削減分)
		行政改革によるもの (人)	合併によるもの (人)		
一般職員	1,984	131	27	1,826	16億3,800万円

注: 基準年度は、平成15年度です。  
行政改革による131人の削減分は、単独の場合の財政計画に含まれています。  
人件費の削減効果は、盛岡市職員の平均給与額で試算しています。

### ④ 普通建設事業費の増加

合併により歳入面では、合併特例債の発行や交付税の優遇措置、国等の補助金の活用が可能になるとともに、歳出面において、行政の一体化により様々な経費が削減されます。このことにより、新市の一体化や均衡ある発展、住民福祉の向上につながる公共施設の整備を行う普通建設事業費の増加が可能になります。

区分	15年間の事業費増加額
普通建設事業費	156億1,500万円

### ⑤ 地方税の増加

都市計画税は、合併年度及びこれに続く5年度、玉山村については課税しないものとしています。また、2市村で税率が異なる法人市民税(法人税割)は、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、その後、盛岡市の税率に合わせるものとしています。両市村に存在する法人については、均等割の重複分の減額を見込んでいます。

区分	15年間の増加額	摘要
都市計画税	3億7,000万円	合併年度及びこれに続く5年度は、玉山村については課税しない
法人市民税(法人税割)	1億5,000万円	盛岡市14.7%、玉山村12.3% 合併年度及びこれに続く5年度は、不均一課税
法人市民税(均等割)	△9,000万円	△600万円/年 均等割重複分

## (2) 合併まちづくり事業にかかる経費

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町村が市町村建設計画により行う市町村の一体化、均衡ある発展のための建設事業に対して、合併後10年間、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が普通交付税に算入されます。

合併まちづくり事業にかかる合併特例債は、交付税措置の割合が高い有利な地方債ではありますが、後年度に一般財源による財政負担が生じることから、健全財政を維持するためには、有効かつ適正に活用することが求められます。

したがって、本財政計画においては、合併特例債について、新市建設計画の主要事業や後年度の元利償還金などの財政影響額を考慮した上で、計画額を試算しています。

区分	金額	摘要
合併特例債（95％）発行見込額	174億4,200万円	借入上限額は182.5億円
うち合併効果事業（新規発行）分	114億500万円	
うち通常債振替事業分	60億3,700万円	
元利償還金	212億2,200万円	
交付税算入（70％）	148億5,500万円	

※通常債振替事業分には、合併特例債と通常債との差額分6億5,500万円が含まれています。

区分	金額	摘要
合併特例債（95％）発行見込額	174億4,200万円	借入上限額は182.5億円
うち合併効果事業（新規発行）分	114億500万円	
うち通常債振替事業分	60億3,700万円	
元利償還金	212億2,200万円	
交付税算入（70％）	148億5,500万円	

### (3) 臨時的経費に係る財政支援

#### 【国の支援策】

##### ① 普通交付税（合併補正）

合併直後に発生する行政の一体化、行政水準の格差是正などの臨時的経費に対する措置として、合併後5年間、普通交付税に上乗せされます。

5年間の増加額	概ね16億1千万円
---------	-----------

##### ② 特別交付税

合併を機に行う新しいまちづくり、合併市町村間の公共料金の格差調整などの需要を包括的に措置するため、合併後3年間、特別交付税に上乗せされます。

3年間の増加額	概ね4億5千万円
---------	----------

##### ③ 国庫補助金（合併市町村補助金）

市町村建設計画に位置付けられたもので、行政の一体化、住民へのサービス水準の確保、公共施設間の連携強化、合併市町村間の交流の促進などのために行う事業に対して、合併後3年間交付されます。

3年間の増加額	4億5千万円（上限）
---------	------------

#### 【県の支援策】

##### ④ 合併市町村自立支援交付金

合併市町村の自立に向けた先導的な取組みに対し交付するもので、地域のリーダー養成、合併市町村の一体感の醸成など地域アイデンティティの形成、コミュニティ形成や活動支援に資する事業に対して、合併年度に続く5年間交付されます。

5年間の増加額	5億円（上限）
---------	---------

参 考 资 料

# 中核市制度について

## 1 中核市とは（都市制度の比較）

平成 16 年 4 月 1 日現在

区分	特例市	中核市	政令指定都市
要件	人口 20 万人以上で政令で定める市  盛岡市など 40 市	①人口 30 万人以上で、②人口が 50 万人未満の場合には面積 100km <sup>2</sup> 以上の政令で定める市  秋田市など 35 市	人口 50 万人以上で政令で定める市  人口その他都市としての規模、行財政力等において、既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定を受けている。 仙台市など 13 市
事務配分の特例	原則として、中核市に配分されている事務を処理する。 ただし、特例市が単独で処理するよりも、県が一体的に処理する方が効率的な事務は除く。	原則として、政令指定都市に配分されている事務を処理する。ただし、中核市が単独で処理するよりも県が一体的に処理する方が効率的な事務は除く。 ・道路法に関する事務・児童相談所の設置等が除かれる。	県が行う事務のうち、大都市として、市民サービスを効果的、総合的に行えるように、福祉、保健衛生、都市計画、土木、文教、環境保全行政等に関する事務等を処理する。
関与の特例	原則として、行政監督の特例はない。	原則として関与の特例なし。ただし、福祉に関する事務については、政令指定都市と同様に関与の特例を設けている。	知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督の必要をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督となる。
行政組織上の特例	なし	なし	市の区域を分け区を設置。
財政上の特例	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正 地方譲与税等の割増 地方債発行の許可権者が県から総務大臣になる。 宝くじの発行が可能。
決定の手続	特例市の指定に関する政令で指定（地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項）	中核市の指定に関する政令で指定（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項） 総務大臣は市からの申し出（市議会の議決、都道府県議会の議決、都道府県の同意が必要となる）に基づいて、政令を立案する。	指定都市の指定に関する政令で指定（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項）

## 2 中核市が取り扱う事務

ある程度の規模や能力を持つ比較的大きな都市の事務権限を強化し、市民のより身近なところで行政を行うことができるよう、平成6年に地方自治法が改正され、新たに中核市制度ができました。中核市制度は地方分権を推進するための先行的な制度であり、中核市には、市民の皆さんに身近な事務権限が数多く移譲されています。事務手続きの迅速・効率化やきめ細かなサービスの提供が進むなど、地域住民サービスの向上につながっています。

### (1) 保健衛生行政に関する事務（保健所を設置し、処理する事務など）

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務  
感染症情報の分析・公表、医療機関への入院の措置、病原体保有の確認など
- ②食品衛生法に基づく事務  
飲食店営業の許可、中毒患者等の報告など
- ③興行場法・旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務  
営業の許可、立ち入り検査など
- ④結核予防法に基づく事務  
定期外健康診断の実施、指定医療機関の指定など
- ⑤母子保健法に基づく事務  
未熟児への訪問指導、養育医療の給付など
- ⑥医療法に基づく事務  
診療所、助産所の開設許可など
- ⑦児童福祉法に基づく事務  
児童の健康相談、育成医療給付など
- ⑧建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務  
特定建築物の設置等の届出、立入検査など

### (2) 民生行政に関する事務

- ①社会福祉法に基づく事務  
地方社会福祉審議会の設置及び運営、社会福祉法人の定款の認可など
- ②民生委員法に基づく事務  
民生委員の定数決定など
- ③身体障害者福祉法に基づく事務  
身体障害者手帳の交付など
- ④母子及び寡婦福祉法に基づく事務  
母子・寡婦福祉資金の貸付けなど

- ⑤老人福祉法に基づく事務  
養護老人ホームの設置認可・監督など

### (3) 都市計画等に関する事務

- ①都市計画法に基づく事務  
市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可など
- ②土地区画整理法に基づく事務  
土地区画整理組合の設立認可など
- ③宅地造成等規制法に基づく事務  
規制区域内における宅地造成工事の許可など
- ④屋外広告物法に基づく事務  
屋外広告物の条例による設置制限など

### (4) 環境保全行政に関する事務

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務  
一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可など

### (5) 文教行政に関する事務

- ①文化財保護法に基づく事務  
重要文化財現状変更許可、保存に係る立入り調査など
- ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務  
県費負担教職員の研修など

## 3 中核市の主なメリット

### (1) 市民サービスの向上

保健、福祉、環境など、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細やかな対応が可能になります。また、受付から許認可までの一連の事務処理を市が一括して行うことになるため、事務処理期間が短縮され、迅速で効率的な市民サービスの提供が可能になります。

例) 社会福祉審議会の設置ができるようになるため、地域に配慮した福祉のあり方が審議され、行政に反映されます。

例) 身体障害者手帳の交付は、これまで市で申請を受理し、県で決定していましたが、中核市に移行すると一連の事務処理を市が一括してできるようになるため、処理期間が短縮されます。

## (2) 地域保健衛生の推進

市が保健所の運営主体となることにより、保健予防、環境衛生、食品衛生に関する事務が一括して県から移譲されます。

例) 市立保健所の設置により、これまで県が行ってきた保健予防、環境衛生、食品衛生における技術的、専門的分野についても市が一貫した体制で取り組むことになり、総合的な保健衛生行政を効果的に推進できるようになります。

## (3) 個性豊かなまちづくりの推進

都市計画や土地区画整理事業などのまちづくりに関する権限、屋外広告物の規制などの事務が県から市へ移譲されることにより、これまで以上に市の地域特性をいかした個性豊かなまちづくりを推進することが可能になります。

例) 屋外広告物の規制に関する事務が移譲されることにより、市独自の条例に基づき、地域特性をいかした都市景観の形成が可能となります。

## (4) 都市のイメージアップ

政令指定都市に準じた都市と位置付けられることから、知名度が上がり、交流人口の増加や企業立地の促進など地域経済への活性化が期待されます。

## 4 中核市の財政上の特例

中核市の移譲事務に係る経費は、普通交付税で措置されることになっています。普通交付税の基準財政需要額を算定するにあたって、各関連算定項目の普通態容補正係数が一般市より上乘せされることにより、基準財政需要額が増加し、基準財政収入額との差である普通交付税額が増加します。

なお、移譲事務のうち、県の事務処理特例に基づき実施してきた事務は、市の事務となるため、県の交付金は減額となります。

## 5 全国の中核市一覧 (35市)

平成 8年4月1日	宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市 (12市移行)
平成 9年4月1日	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市 (5市移行)
平成 10年4月1日	豊田市、福山市、高知市、宮崎市 (4市移行)
平成 11年4月1日	いわき市、長野市、豊橋市、高松市 (4市移行)
平成 12年4月1日	旭川市、松山市 (2市移行)
平成 13年4月1日	横須賀市 (1市移行)
平成 14年4月1日	奈良市、倉敷市 (2市移行)
平成 15年4月1日	川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市 (5市移行)
候補市	八王子市、東大阪市 (中核市の要件を満たしてはいるものの、指定を受けていない市)

付表：人口規模別市町村事務権限の概要（可能となる行政事務及び各人口規模を目安とした行政事務等の状況）

		人口規模等					
		1～2万人 (町村)	5万人以上 (市制施行)	10万人	20万人以上 (特例市)	30万人以上 (中核市)	100万人程度 (政令指定都市)
行政分野	民生	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホームの整備</li> <li>在宅介護支援センターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の設置</li> <li>生活保護の実施</li> <li>母子家庭、妊産婦等への相談指導</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付</li> <li>知的障害者の保護措置等</li> <li>母子相談員の設置</li> <li>特別養護老人ホームの設置認可・監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> <li>児童自立支援施設の設置</li> <li>身体及び知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>
	保健衛生					<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店営業の許可</li> <li>精神保健福祉相談員の設置</li> <li>結核に係る指定医療機関の指定等</li> <li>診療所の開設許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者等への入院措置</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付</li> <li>伝染病予防委員の設置</li> <li>精神保健福祉センターの設置</li> </ul>
	都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築技師の設置(1万人程度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為等に係る規制に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発審査会の設置</li> <li>市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可</li> <li>都市計画施設又は市街地開発事業の区域内の建築許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>建築主事の設置(25万人以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画の決定</li> <li>土地利用審査会の設置</li> </ul>
	土木						<ul style="list-style-type: none"> <li>指定区間以外の国道の管理</li> <li>都道府県道の管理</li> <li>管理する国道・都道府県道の総合交通安全施設等整備事業5ヵ年計画の策定</li> </ul>
	文教	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡名称天然記念物の軽微な現状変更等の許可、取消命令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県費負担教職員の任免給与の決定</li> <li>埋蔵文化財包蔵地域における土木工事の届出受理、発掘調査指示</li> </ul>
	環境保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策部門の専任組織の設置(3万人程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設(焼却、100t/日規模)の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制地域の指定等</li> <li>悪臭原因物排出規制地域の指定</li> <li>一般廃棄物処理施設(焼却、300t/日規模)の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の防止に関する事務</li> <li>ダイオキシン類による大気、水質等環境汚染の状況の常時監視、公表</li> </ul>	
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街振興組合等の設置許可等</li> <li>商工会議所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防の体制整備</li> <li>女性施策部門の専任組織の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量法に基づく勧告、定期検査</li> <li>中央卸売市場の開設</li> <li>人事委員会の設置(15万人以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所税の賦課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務核都市基本構想の作成等</li> </ul>